九〇年代における海上物品運送法の再統一化の動向(一) ヘーグ・ルールからハンブルグ・ルールへー

はじめに

ヘーグ・ウィスビー ٠ Ì ルとハンブル グ・ル 1 0) 比 ?較検討

(1)適用範囲— (a)運送契約の 種 類 (b) 地理 一的適用 (c) 1V 適用貨物 は運送人の概 念 (e)責任期間

(3)船荷証券関係 (a)発行・記載事項 (a) 留保・ 証拠力

(2)運送人の責任―

(a)責任原則

(b)

。遅延責任

()運送人の権利・

免責

(d)責任制

限

(5)その他—(a)仲裁 (4)荷送人の責任― (a)責任原則 (b)裁判管轄 (b)危険品 (c) 共同海 損 () 損傷・滅失の通 (d)出訴

期限

知

九〇年代の海上物品運送法改革の胎動

三

九九三年カナダ水上物品運送法 九九一年オーストラリア海上物品運送法

九九三年中国新海上物品運送法

九九三年改正韓国海上物品運送法

九九四年スカンジナビィア海上物品運送法 (以上、本号)

(6) (5) (4) (3) (2) (1) 九九六年アメリカ海法会「海上物品運送法改正案」

アメリカ海上物品運送法― -改正の背景と経緯

重

田 晴 生

四

むすび

た。

(中一九九六年アメリカ海法会「海上物品運送法改正案」の内容

一、はじめに

結果、 称 梱包または一単位当り一○○ポンドと定めた。その後、 船荷証券上に挿入される免責約款の有効性を認め、 特定事由に基づく損害について免責のカタログを設定した。 義務として、 の改正すなわち、 の証拠力強化、 を金フランからSDRに切り換えた一九七九年SDR改正が行なわれ、 今日、 航行および管理上の過失や火災を原因とする貨物損害については法律上当然免責されるとし、 ヘーグ・ルール ヘーグ・ 海上運送人の個品運送に関する責任原則に関してはかなり理想的な形で法の国際統一が実現されてい 船荷 ルー 船 証券が発行される海上物品運送契約(=個品運送契約)の分野においては、 運送人・被用者の不法行為責任の免除など、総じてヘーグ・ 舶の堪航能力確保に関する相当の注意義務と運送品に対する注意義務を定め、 ル は、 いわゆるウィスビー・ルール Hague Rules) 九世紀後半から顕著化した船荷証券上の免責約款の氾濫に対応し、 があり、 わが国やEU諸国を含む世界の大半の国 (Visby Rules) また貨物の滅失・ ヘーグ・ さらに同ル を成立させた一九六八年改正 ルー 損傷に関する海上運送人の賠償責任限度額 ルは、 運送人の責任限度額の引上げ、 ールは、 時代の進展に適合させるかたちで、二度 ル 1 生動物や甲板積貨物の運送の場合に ルの運送人責任 目がこの 一九二四年の船荷証券条約 海上運送人の最小限度 ルールを受け入れてい Ł 他方、 責任限度額 また天災・戦争など 原則 運送人は、 0) 強 船荷証券文言 花 が図られ 表示单位 船舶 を 通 0

かくて、ヘーグ・ルールは、 これまでもっとも成功した統一 条約の一つとして高い評価を受け、 事実、 世界 0) 海 あ

ŋ,

しかも内陸国家も少なくない

(七カ国)。

それ故

少なくとも現段階では、

ハンブルグ・ルールとヘーグ・ルー

大多数はへ 合体制国 ポルトガル、 行する誠に憂慮すべき状況が生まれている。 物品運送人の責任の法システムは、 貨物の 0 D に異なる責任体系の確立を目指し実現させたものである。 ルで認 〇年国 保険、 グ・ウ ル R改正議定書を採用する国と採用しない国がある)、ハンブルグ・ルール体制、それにへ 両 グ・ ギリシヤ、イタリア、ニュージーランド、スペイン、 エジブト、 ガなど七カ国 ル] ィスビー) ル 31 連 められてい ル ール 渡遅延に対する責任を明定し、 国際物品複合運送条約 ーグ・ の混合体制、 スカンジナビィア諸国 マレーシア、 金融 (Hamburg ハンガリー、 ル た航 1 0 Ser ③ヘーグ・ウィスビー&SDR議定書体制国 実務 ル ル体制に属し、 海過失や船舶火災の免責、 0) といった少なくとも五つの法体制が併存・ の安定 独壇場に大きな変化が生じた。 Rules 口 ルーマニア、ザンビアなど二七カ国 シアなど五一カ国 (現在未発効) 正式名は、 円 ヘーグ・ルール体制、 滑 ハンブルグ・ル 中国など五カ国 0 甲板積貨物や生動物に対する責任も強化するなど、 上で多大な貢献をしてきたが、 一九七八年国連国際海上物品運送条約。 いま、 の登場である。 ②ヘーグ・ウィスビー および特定事由による損害の免責カタログをすべて廃棄した より具体的に示せば、 l という分布になる(一九九六年末現在)。 ル体 メキシコなど一八カ国 国連を舞台に激しい議論の末に採択された、 したがって、こうした新条約の出現によって、 ヘーグ・ウィスビー・ 制 特にハ の中には有力先進国はなく、 ⑤ヘーグ・ウィスビーとハンブルグ 対立するとい ンブルグ・ 日本、 しかし、 ①原へーグ・ ル イギリス、 1 ル ル 体制国 . う、 ④ハンブルグ・ルー ル 近年に至り、 ールは、 一九九二年一一月一日発効) 1 ーグ・ 海法 ル フランス、 ル 体制 ール体制国 0 ヘーグ・ ほとんどが発展途 F 世界統 ウィスビーとハンブルグ ーグ・ (この中には一九七九年S つまり、 イツ、 そのヘーグ(および オランダ、 ウィスビー という理想と逆 シンガポ ル ル V3 海運先 体 わゆるハンブ 現 制 ル アメリ ル 玉 とは ح べ 上国 進 ル 1 II 国 0 海上 質 九八 混 チ

段階の るが、 に採り入れた新しい 現在まで六〇余年間、 オーストラリア、 0 ル 原則を採用しつつ随所に独自の工夫を凝らした独特の内容の立法構想をしている。 品運送法改正案(一九九六年五月の総会で正式承認)は、 12 との真の二大対立状況が存在するとは言 議会の内外で海上物品運送法の改革の気運が生じ、 統 ま 将 改革に向けた動きが認められる。 メカニズム 来的 < つ には、 かの先進 カナダの新海上物品運送法である。 (トリガー方式と呼ばれる) 海上物品運送法が誕生し、 司 時に同 海 ヘーグ・ 運国 で、 ルール 法典中に取り込み済みのハンブルグ・ ーグ・ の原始体制から脱皮できずにいたアメリカにおいても、 前者は、 ル い難いが、 1 の海上物品運送法が出現するなど、 また、 ルの伝統的制度を基本としつつハンブルグ・ スカンジナビィア諸国、 さしあたりヘーグ・ウィスビー・ルールの法体制でスタートす しかし、 その結晶の一つとして公表されたアメリカ海法会による海上 またさらには、 ーグ・ウィ ハンブルグ・ スビー・ルールとハンブルグ・ 世界最大の貿易国でありながら一九三六年以来 ルールの法体制に切り換える姿勢を宣言した二 中国の新海上物品運送法であり、 ルール誕生からすでに一八年が 現下の世界に新しい海上物品運送法 ル ールの法原則を積 九〇年代に入りにわ ル Ì ル 0 後者は、 経過した 双方 の法 極 物 か

ルール 上の 運送法を概観することによって、 て簡単な比較検討を行うことから始めることにする。 本 稿は、 歴 史に裏打ちされるヘーグ・ウィスビー・ルールと誕生二〇年を迎えようとしているハンブルグ・ の一つの浸透状況というものを見てみようと思う。 ここ九〇年代に海上物品 最近の世界におけるヘーグ・ウィスビー・ 運送法の国際的 統一 を回復せんとする世界の動きの中で登場した新しい そしてそのため の前提的考察として、 ルールの現代的修正ないしハンブルグ・ 今世紀の四 ル ール 海上 分 につい の三以 物品

が若干でも参考となりうれば幸である。 内外ともに、 海上物品運送法制の国 際 統 0) 問 題が再び重要な課題としてクロ 1 ズ・アップされる中、

用するとしたものである。

にも適用を予定していな

ーグ・ウィスビー ル ールとハンブルグ・ ルール ルの比較検討(1)

(1) 適用範囲

a 運送契約の種類

荷証券であることから、 れが適用 適用される(一条心)。 ーグ・ルー 範囲は物品運送に関する合意が成立している場合であり、 ル は、 そもそもへーグ・ 船荷証券またはこれに類似 ヘーグ・ ルール は船荷証券またはそれに類似の権利証券により証明され ル 1 ルの 目的 の海上物品運送に関する権利証券により証明される運送契約にのみ が運送人と荷主との権利義務関係を規律することであ そのいう物品運送の合意の最も る物品運送契約 般的な方式が船 れば、 そ 適

点を合せて規定をする。 立と運送品の受領を証明する証券ではあるが権利証券 用の公式を運送契約それ自体ではなく運送契約を証明する船荷証券(ただし、ヘーグ・ルールにはその定義がない) 証券)では このように、 ない ヘーグおよびヘーグ・ もの には適用 したがって、 されない。 ヘーグ・ウィスビー ウィスビーの また電子的方法で情報を伝達するEDIが用いられるペーパレス取引の場合 両 ルー (荷受人が証券の裏書または交付により物品の処分をなしうる性質 ル ルールは、 (以下、 ヘーグおよびウィスビー・ 貨物運送状(waybill) ルールという) のような運送契約 は、 に焦 法適 0) 成

約タイプである傭船契約に対しては適用されない スによる雑貨ないしユニタイズド・ 次に、 ーグおよびウィ スビー カー ル 1 ゴの運送に対する規制を目的とするため、 ル は 海 F. (五条二文)。 0 物 品運送契約 また、 のうち、 傭船契約に基づいて船主が傭船者に対し発行す Ų3 わゆ 商業的にこれとはまったく別の契 る個品運送すなわち定期 船 サー ビ

関係については

ル

1

ル

が適

ル

0

地

理

的

適用

範囲を広げるべく、

いて発行され 証 券その他 た船 0 類似証 荷 証 券が 券もそれが傭船者の手中にある間 用される。 傭 船者から第三 一者に譲渡され は た場合にはその傭船者でない船荷証 ル Ī ル は適用されない (一条(b))。 券 ただし、 0 所持 傭 人と運送 船契約に

取証 えば、 送契約にルールの規定が適用されるとして 上運送することを引受ける契約 以上に対し、 (consignment note) 荷証券 ハンブルグ・ルール (一条七項にその定義がある) その他非流通証券やEDIが (複合運送契約のうち海上運送の部分を含む)」とし(一条六項)、 は、 海上運送契約を、 (二条一項)、 のほか、 海上運送状 用いられる運送契約書についても適用される。 何ら船荷証券または権利証券に触れないから、 「運送人が運送賃の対価としてある港から他の港へ (seaway bill) 運送確約書 そうしたすべて (booking note) 運送証 物 品を海 荷物受 海上 券でい 運

傭 船契約および傭船契約に基づく船荷証 およびウィスビー ル ールと異ならない 参が (二条三項)。 傭 船者の手中 にあ る間につきル I ル から 不適用であるとする法則

は、

荷

(b) 地 理 的 適 用

ブ

路運送 方 証券に適用する」とする (一〇条)。 ーグ・ 輸入貨物または復路運送に対してはヘーグ・ ウィ 輸出貨物、 ル スビー 1 ル は、 したがって往航ないし輸出 ル ール 実体法の適用を決定するにつき、 ŧ 物品運送に関する 相異なる二国の港間の物品運送契約に関する船荷証券につき、 通常の場合、 品船荷証 船荷証 ルール 切 0 一券は船 船 券 簡単に 0 別のバージョンない 荷証券に適用されるが、 (outward B/L, export B/L) 積港で発行されるから、 「この条約 の規定は締約国で作成されるすべ しは自国製 同 ル に対する適用を意味 本 1 0 ル ル 外国 は、 1 ル 狭 法が 0) それが締約国で発 がかなへ 規定は現 適 用される。 ーグ・ する。 実にはな ての船

〇条)、 行され 船荷証券上の至上約款 (paramount clause) により当該運送に対するルールの適用が謳われる場合に適用があるとし (一 るか、 往航 船荷証券のみならず復路運送ないし輸入船荷証券(inward B/L)についても適用しようとした。 運送が 締約国で開 始されるか、 または船荷証券上で当事者がルールの適用を合意している場合、 つまり

る。 行地 ことを明確に規定しているか、 discharge)の一つが実際の荷揚港でかつ締約国にあるか、 ル二条は、 し。)のすべての海上物品運送契約で、 以上に対し、 が締約国にあるか、 往航運送 ハンブルグ・ルールは、異なる二国間(別に締約国である必要はない。 (輸出貨物)および復航運送 あるいは当事者が船荷証券またはその他の運送証書においてハンブルグ・ルー のいずれかの場合に適用されるとした(二条 船積港または荷揚港が締約国にあるか、もしくは選択荷揚港 (輸入貨物) また船荷証券またはその他の運送契約を証明する証 の双方に対して強行適用されることを明白にするのであ 項 (a) 5 (p) 国内の沿岸貿易には原則的 要するに、 ンブ (optional port of ル ルグ が適 に 用 書の発 適 ある ル 用

(c) 適用貨物

特徴や状態および運送の行なわれる事情 n 旨の記載という条件に従い運送される甲板積貨物が 載されかつ実際に甲板積で運送される甲板積貨物 (定義なし。 た結 限り許される。 ーグ・ 運送人はこれらの貨物の滅失・ 家畜 (livestock) に限らない広範な意味の語) ルールおよびウィスビー また、 ヘーグおよびウィスビー・ルールの第六条は、 ル 1 条件が双方間の特約を正当化するような「特殊の物品 損傷に関する責任を特約により排除・ ル は、 生 (deck cargo) を除いて、 動物 物品 の運送および甲板積運送に (live animals) の定義から除外され および船荷 運送人および荷送人は、 あらゆる種類の貨物に適用される。 軽減することも各国国内法に牴触 つき事前の合意とB、 (一条(C))、 証 券に甲 ルー 板積で運送される旨が ルの適用対象外とさ (particular goods) 運送され / L 面 る物品 へのその 生動 記 物

送人の責任および義務に関し任意の条件を付して契約を締結することができると定め、 殊な取扱を要する貨物の運送には免責約款禁止が適用されないとする。 0) (ただし、 商業的船積には 通 (non-negotiable) それが何であるかの定義はない)については、 適用されず、 の表示と特別の合意の文句が記載されている非流通証券に基づいて運送される場合には、 極めて例外的な運送 例 それらが、 身回り品、 船荷証券が発行されず、 家財、 もっとも、 中古車、 試験的な運送品) 本条は通常の商取引における通常 一般的商品の運送ではなく特 かつ合意された条件として にのみ適用のある 運

険であったことおよび生動物の取扱に関する荷送人の指示に従ったことを証明して責任を免れることができる 境の変化や船の揺れに対する感情または肉体の感受性など)」から生ずる滅失・損傷または引渡遅延については、 れるとした(一条五項)。ただし運送人は、 ーグ・ルールと同様に定義なし)と荷送人により提供されたコンテナ、 規定である。 \mathcal{H} 示の合意があればともかく適用されることは少ない。 以上に対し、 もっとも、 ハンブルグ・ルールは、 実際には生動物の運送の多くが傭船契約で行なわれるから、 物品の範囲を限定せず、 生動物の運送に固有の「特殊な危険 ただ確実を期する意味で「物品」の定義に生 パレットなど運送用具や包装 (special risks. 定義はないが、 ンブルグ・ル ール は当事者による明 (packing) も含ま 例外的 例えば 動物 (五条

危

積運送を常にル 板積貨物については、 1 ルの適用範囲に入れた上で、 コンテナ船の甲板積付など現代の輸送技術を考慮して、 以下のようにシンプルでプラクティ 力 ンブル ルな特則をおく。 グ・ ル 1 ル は 物 品 0 甲 板

International Maritime Dangerous Code)による場合であれば許される(九条一項)。 ①甲板積で運送することにつき荷送人と事前の合意 (agreement) がある場合、 例 木材運搬船による木材、 コンテナ船によるコンテナ貨物の甲板積付)、ないしは法令・行政取締規則 または国際的 もし船荷証券その他 な商取 例 引慣 の運送証券上 SOLAS 0) あ る場

援用することができない

(九条二項

に甲 責任を負わなければならない 板 積 運 送の合意に関する記載 ほか、 (statement) 運送人は船荷証券を善意で取得した荷受人を含む第三者に対してそうした合意を がされていない場合には、 運送人がそうした合意の存在に つい て証 明

き、または九条二項について合意を援用できないときは、運送人は、 ②もし運送人が九条一項の規定 (荷送人との甲板積運送の合意、 取引慣習、 甲板積運送から専ら生ずる物品の滅失 法令) に違反して貨物を甲板 積運送したと 損 傷 引

渡遅延について責任を負わねばならない。 この場合、 運送人の責任制限権は第六条、 第八条の一 般法則により決定さ

れる(九条三項)。

ブルグ・ルールでは削除された。 用 意または無謀な作為または不作為と看做され、 除外するヘーグ・ ③運送人が艙内積で運送する旨 ルール (六条) の法則は、 0) 明示 の合意に反して甲板積で運送を行った場合には、 規定の曖昧さと国際実務上そのような除外例が極めて少ないために 運送人は責任制限権を喪失する (九条三項)。 第八条が定める運送人の故 なお、 特殊な運送品

なり、 ねばならない 五 規制 が考慮される)、 まり、 以 Ĺ によるわけではなく、ハンブルグ・ルー 項 しかも無限責任となる。 0 運送人が事故およびその結果を防止するためにすべての合理的措置を構ずれば(その確定には具体的な積付の方 甲 四 板積貨物に関するハンブルグ・ 項および六項によるが、 (ただし、 運送人は甲板積運送から生ずる滅失・損傷に関して責任を免れる。②の場合には、 責任制限権は享有できる)。 規定はないものの、 滅失・損傷が甲板への積付から直接発生したときは運送人は厳格な責任を負わ ルールを運送人責任の観点から整理すると、 ルの五条一項、 ③の場合には、 ②③についてはヘーグおよびヘーグ・ウ 四項および六項に定められた一般的法原則 運送人は①の場合と同 ①の場合につい 様 の厳格な責任を負うことに ィスビー 運送人の責任は 0) が適 ては、 両 ル 用 され ルも同 特別 第 0

判断を困難にさせていた。

(d) 結論となろう。 運送人の概念

利証券を含む)を発行しない非契約運送人については言及しない。もちろん実際上、 船者をいう」とし(一条⑹)、契約運送人のみを想定し、実際に運送を履行するも、荷送人に対して船荷証券 傭船者: を通例とするが(けだし、船荷証券に署名する船長は船主の代理人であり船主を拘束する)、しかし今日の海上物品運送実務 脱を図る慣行を生み(かかる約款の有効性をめぐっては国際的な論争がある)、さらには船主が積換自由約款により運送品 当該運送契約が船主と裸傭船者 (demise-charter) との間で締結されたものであることを明示して、 またヘーグおよびヘーグ・ウィスビー・ルールが、ただ一つの運送人しか認めない事実から、 約書の下で何らかの運送人の義務 においては、 を別の運送人に接続してしまう場合などもあって、荷主としては運送債務不履行責任を誰に対して問うたらよいか ーグおよびヘーグ・ウィスビーの両ルールは、 は船荷証券上 Identity of carrier clause (運送人同一条項)ないし Demise clause(デマイズ条項)を挿入し、 裸傭船者 (=船舶賃借人) が船主に代ってその地位に就く場合や、 例、 船積・積付・荷揚の義務)を引受けるために船主と連帯責任を負う場合があり、 ″運送人〟を、「荷送人と運送契約を締結する船舶所有者または 航海傭船者または定期傭船者が傭船契 契約運送人は船舶所有者 海運の実務では、 傭船者が責任の免 (類似の (船主) 往々、 権

上運送契約を引受ける者であれば(そうした者の名前および主たる営業所は船荷証券面に記載がある。 "運送人" を、「自らまたはその者の名において荷送人と海上物品運送契約を締結した者をいう」とする (一条一項)。 ーグ・ルールのように ハンブルグ・ ルールは、その適用対象を船荷証券と限定せずに、「すべての海上物品運送契約」と拡張するとともに、 「船舶所有者または傭船者」を引合に出さないこの定義は、 運送人の概念を、 一五条一項(0)、契約 本人の名で海

明白に区別をする。 operator : CTO) などを包含することになる。そこで、ハンブルグ・ルールは、そうした最初に事を起こした「運送人」 締結時に自らが物品 実際に物品運送契約の全部または一部を実行する運送人すなわち「実際運送人」(actual carrier)(一条二項) とを 輸送手段を持たない もっとも実際には、 の運送を実行せず、 利用運送人(non-vessel oprating common carrier : NVOCC)、複合運送人(combined transport 多くの場合に運送人と実際運送人とは同一人である。 またはその意思がなくとも運送人となるから、 実際にはフレ イト フォワ

責任を定めた同ルールの規定は実際運送人が実行した運送区間に関する実際運送人の責任につい グ・ルールでは規律されないが、しかし貨物のコンテナ化による現代の輸送モードではそれが常態となってい 実際運送人が履行した部分も含め「全運送」(entire carriage) に対する第一次的責任を負わしめている。 スビ・ルールにはそうした通し運送人に言及した規定はない。 運送条約 その使用人・ (transshipment)による貨物損害に対する運送人責任についても明確にした。 が運送の全部または一部の履行を実際運送人に委託した こうして運送人の 荷送人に対して実際運送人を相手に損害賠償を請求する権利を付与している (一 (C M R 代理人の作為・不作為に対して責任を負わねばならないとし(一〇条一項)、実質的に、契約運送人に対し やICC複合運送証券に関する統一規則(一九七三年)と同趣旨の規定である。 「概念に区別をした上で、ハンブルグ・ルールは、最初に荷送人と契約を締結した者(=契約運送人) (貨物の積換も含まれる)場合には、 また、 このハンブルグ・ルール第一 ただし、 〇条| ハンブルグ・ 項)。 実際運送人の行為 ても適用されるとし 〇条一項は、 ル ヘーグおよびウ ルル 国際道路物品 は、 る積換 運送人 および ^ |

caurier's clause はもはや重要ではなくなった。 (on-carrier) など多くの者が絡む場合でも誰に対して補償請求をなすべきかを容易に確認できるから、Identity of ハンブルグ・ルールの下では、 積荷所有者は、 運送人、 船主、 裸傭船者、 定期傭船 者、 航 海 傭

~六項)。

た損害につき荷主に補償金を支払った場合には過失の責がある実際運送人に対して求償することができる(一〇条四 責任を負うことになるが、 契約運送人と実際運送人の 両者は総責任額について責任制限が許され、 両者の責任が オーバーラップする場合には、 かつ契約運送人が実際運送人により惹起され 両者は連帯して(joint and several)

生した滅失・損傷・引渡遅延について責任を負わないとする免責約款が設けられている場合である(一一条。ただし二 り実行されることが明白に約定され、 し運送(through carriage) 条参照)。 契約運送人が実際運送人の不法行為に対して責任を負うとする法原則が免除される唯一の場合がある。 通し運送につき言及しないヘーグ・ルールにおいては明確な解釈指針がなく疑義があった点の一つである。 に関連し、 しかも運送契約上に契約運送人は物品が記名実際運送人の管理下にある間に発 船荷証券など運送契約上「運送の特定部分」が契約運送人以外の特定の者によ しょ わ Ø る通

(e) 責任期間

時までの期間」であるとする(一条色)。俗に、´´テイクルからテイクルまで゛(tackle to tackle) フックまで』(hook to hook)とされる運送人の責任期間の原則が、ここにある。つまり、ヘーグ・ウィ 間 0 ル 作 が 玉 は ーグおよびウィスビーの両ルール . るわけではなく貨物が運送中の契約部分、つまり貨物が船舶内に蔵置され海上輸送される期間 船荷証券により証明される海上運送契約に適用されるといっても、それは契約全体の履行についてル 内法によって規律される。 強行法たる 期間 にの 2 ーグ・ルールの適用範囲外であり 適用されるのである。 もっとも実際には、 は、 したがって、 「物品運送」を、「物品を船舶に積込んだ時からこれを船舶 運送人は船荷証券中にい (七条)、この区間 この海上運送区間の前後にわたる船積以前または荷揚以 の運送人と積 わゆる倉庫約款 (warehouse to warehouse 荷 所有者間 0 ない 権利義務関 とその Ĺ から荷揚げ スビ パフックから ール 船 係は 積 が ル 荷 した 各国 適 0) 期 揚 用 1

clause)などを挿入してヘーグ・ ルール の効力を貨物の受取から引渡まで拡張 Ĺ 総じて厳しい 地 域的特別法 0) 適 用 を

回避するのが常態である。

港 の責任を規律する各国国内法規の不備・ まり艀による運送、 ルの 港で物品を受取った時から荷揚港でそれを引渡すまでの期間、 charge) 全期間」 に運送人の責任規定が適用されるとし 以上に対し、 (port)」の定義がなく、 port to port 原則の採用によって、 法の時間的 ハンブルグ・ル 適用範囲を詳細にしたほか、 FCL貨物やラッシュ船方式の運送などに対するルー 船積港、 ールは、「物品が船積港、 相違といった問題)は改善されることになろうが、ただ、ハンブルグ・ 荷揚港をいかに解釈するかの問題は残る。 ヘーグ・ウィスビー・ルールの下で長く争われた before and after 運送人の責任期間を拡張した。したがって、こうしたハンブルグ・ルー (四条一項)、 運送の過程および荷揚港において運送人の管理 つまり゛ポートからポートまで゛をいうとして(四条二 かつその管理下の始期・終期につき、 ル の適用如何とか、船積前および荷揚後の荷役期間 下にある ル| 問 般に船積 ル 題 には ()

(2) 運送人の責任

(a) 責任原則

か 附属文書 たく異なる。 Ø る推定過失(presumed fault)ないし過失推定主義を採用する(<ーグ二条・四条一項・二項g、 つ慎重に行なう継続的な注意義務 運送人の責任 「共通了解」)。しかし、ヘーグおよびウィスビー・ルールとハンブルグ・ルールとではそのアプロ ヘーグ・ルールによれば、 の原則 (base of liability) は、ヘーグ・ウィスビー・ルールもハンブルグ・ルー (二条、 運送人は運送品につきその船積、 四条 項 と運送船につき航海 取扱、 0 開 始前または開始時 積付、 運送、 保管および ルも同一であり、 ハンブルグ五条 (before 荷揚を適切 ーチがまっ or at 項 わ

能

力提

供義務

は

運送の

全期間

にわたって継続し、

また運送人の管理の下にある貨物の損害については運送人に

無過

失

航

beginning of the voyage) 不堪航: 証責任をクリアできれば発港時に発見できずに存在していた不堪航状態に基因する貨物損害に対して責任はない 任を負わねばならないとされる。 な注意義務を負い、 状態が航海 ーグ・ル 開 1 運送人がそうした注意義務を尽くしたことを証明できなければ、 ルの下では、 始以後に生じたとしても不堪 に堪 航能力を具備させるため相当の注意 その つまり いう 船 舶の堪航性の注意義務との関係でいえば、 「航海 航から生じた貨物損害に対して責任を負わないというのである。 の開始前 ·開始時」 (due diligence) を尽くす ゃ 「相当の注意」 運送人は相当の注意に関する立 運送貨物の損害に対して の意味内容、 (四条 項 義務の という二元 そ 証

明責任など運送人の堪航能 過失」の責任原則によって解決すべきものとした。 できなければ、 えせば、 て 航能力提供義務は貨物の取扱に対して負うべき注意義務と同一 たことを証明できなければ、 ハンブルグ・ル 「合理的に要求されるすべての措置を講じた」(take all measures that could reasonably be required) 運送人は航海開始時および航海中船舶に堪航能力を提供するために必要とされる合理的な一 送人の責任につき過失を基礎に単一の 彼の管理下にある貨物の損害に対して責任があるとする 1 ル は、 船舶の不堪航状態から生ずる貨物損害に関し特別に規定をおかず、 力義務の 貨物損害に関して過失があったものとされ運送人は賠償責任を免れないことになる。 問題をめぐる諸 すなわち、 統 々の論争が巻き起こることになる。 的な基準を採用したハンブルグ・ 運送人は、 のベースで判断されるとともに、 (五条一項)。 自己または使用人・代理人が当該状 これを船 ルール それを一 舶堪航性に絡 の下では、 運送人の 般 切 ことを証 的 の措置をと な 運送人の 況に 舶 推定 堪 お

明

損 証責任があることが明記されたから、 補償 の機会が拡大したといえる(ただ、 ヘーグ・ル 運送人の注意基準である「合理的なすべての措置」 ールの欠陥とされた部 分の多くが克服され、 とは何 積荷所有者 か は未解決 0) 貨 問

として残されている)。 (b)

遅延責任

遅延 責や責任 その一方、 国に 償責任 でも、 して通常の に関する請求につき責任を負う」)を根拠として、 引 責任 お 渡 ーグ・ルールは、 H が生ずるとの 物品 本国際海運法三条一 0 の問題については不確定要素が多かった。 遅延 制限が謳われるの ても、 損害の賠償請求と同様に遅延損害について財産回復できるものと積極的な解釈が行なわれていた。 ヘーグ・ 0) 物理的損害 (delay in delivery) 遅延による経済的損害をも含めてルールの第三条二項または第二条(「物品の船積…… ル 解釈が有力に主張されていたし、 1 物品に対する滅失または損傷 ルは遅延損害について規定していないと厳格な解釈をする国もあって、 項、 例、 が通例であっ 北欧旧海法典一一八条、 品質低下) については運送品の取扱上の注意義務を定めた第三条二項により運送人に賠 から生ずる損害の賠償に関しては特に規定していない。 た。 積荷所有者は損害が遅延の直接かつ予見可能な結果であることを証: このため海運実務においては船荷証 ロシア海法典一四九条)はさておき、 (loss or damage) ヘーグ・ルール体制国においても遅延責任を明文で規定する国 に関してのみ運送人に責任を課すだけで、 券約款上遅延損害について免 国内立法上これを明記 もっとも、 ヘーグ・ 運送…および荷揚 遅延による損 ルー しかし ル しな Ļ 物品

(五条一 害の 措置を講じたことを証明できなければ、 原因とした上で、 F 項)。そして、これに関連して生ずる、 ルグ 国際条約と調和させるべく、 ルー ル 運送人は自己の管理下にある物品に関し、 は、 こうしたヘーグ・ルールの疑惑を一 その責任原則規定におい 何をもって遅延とするか、 引渡遅延 から生じる損害に対して責任を負わ 掃し、 て、 遅延およびその結果を防止するために合理的なすべ 引渡遅延を滅失・ 海上運送を航空や鉄道、 また損害賠償額は 損傷とは ねばならない旨を規定した かに決定するかといっ 别 道路とい 個 0 独 立した権利侵 つ た他 0) 運 た 送

ることは許されない

(五条一文、三条八項)。

れた期間内にまたは注意深い運送人に期待される相当な期間内に引渡されなかったことであるとし 間 連させた責任制限 もし物品が運送契約上の期間満了後六○日以内に引渡されなかったときは物品は滅失したものと看做されると定めて (五条三項)、 題について以下のように別個の責任の仕組を作り出した。 紛失貨物のガイドラインを設定した。このほか、 (六条一項(b)、 滅失・ 損傷の通知 (一九条五項) すなわち、 ハンブルグ・ルールは、 などについても特別の定めをしている。 まず引渡遅延とは物品 引渡遅延に関して、 が運送契約中に合意さ (五条二項)、また これについ 運送賃に関

(c) 運送人の権利・免責

ては後述する。

とよばれるものである。 明することを条件として運送人が責任を免れる事由を一七個挙げる 運送人はこれにより生じた滅失・損傷に対して責任を負わないとする 命の救助または財産の救助のための離路または相当な離路 の全部ないし一部につき権利放棄することはかまわないが、 グおよびウィ スビーの またヘーグ・ウィスビー・ルールは、 両ルール は、 運送人が発航時に、 (reasonable deviation) 船舶の堪航能力につき相当の注意を尽くしたことを証 離路 (deviation) に関し補足的規定をおき、 逆に免責のリストを追加するなどして責任を軽減 (四条二項)。 (四条四項)。そして運送人は、 は条約または運送契約に違反せず、 般に免責リストとか免責カタログ こうした免責や 海上での人

紛争もこの規定に関するものが多い)。ここに列挙される免責事由は種々さまざまなカテゴリに属し、 海 過失とは無関係の事由である(例、 Ŀ 免責をリストする第四条二項は、 0 過失、 つまり航行または船 舶の取扱上の過失に基因する滅失・損傷についての免責と船舶火災免責の二つは、 海上の危険・天災・暴動・内乱・荷造の不充分)。 荷主と運送人間のリスクを分配したヘーグ・ルー 力、 ル の基軸たる規定である(実際 免責リストのうち 大半は運送人側 わ かる航 0) 0)

運送人または しく指弾さるところであった。 使用 人 代理 人 0) 何 6 か の過失が関わる状況の下で起るものであるため、 荷主や貨物保険者から厳

グ・ ルールは、 ヘーグ・ ル 1 ル 0) シンボルの一つであった免責リストを廃止し、 離路に 関 しても

損害が鎮火または火災の結果の防止軽 とから、 規定でカバーできるとして特別に規定せず、 証明 ための あっ 般責任 (五条四項)、 は困難である) 運送人は火災による滅失・ てはその論理 火災が運送人またはその使用人・代理人の過失ないし怠慢 これも葬り去った。 原則に基づいて確定するとした。 相当な」措置から生じた場合に運送人を免責とする。 運送人の利益を削減しながらも実質上免責事由として残され 的 根拠を失い、 ただし火災損害については、 かつ単純に過失をベースとするハンブルグ・ 減措置をしなかったことから発生したことを証 また、 わずかに一つの例外 損傷・ 航海過失免責についても、 引渡遅延損害に対して責任を負うとの特別の 推定過失の 五条六項) (損害が人命救助 (fault or neglect) を除き、 般責任原則 通信や船舶 運送人の責任はすべて「推定過失」 ル 0 を原因とすること、 下に ールの責任体系に受け入れ難 ための措置または海上での 明 おか したときは 0) 技術 れずに、 が高度に発達 法原則が定められ (実際問題としてこ 損 または、 害賠 償 した現代 財産救 請求 般責任 火災 権 0) 助

証 滅 動 請 およびその結果の防止 明 失 物 求権者によって火災が運送人またはその 要するに、 して第三 0 運送に 損傷 一者の寄与過失に相当する損害の 引渡遅延、 固 ハンブルグ・ルールが第五条で運送人に認める免責は、 一有の特殊な危険 につい お損害が第三者の過失・ てすべての相当な措置を講じたことを証 から生じた滅失 使用人・ 範 囲 怠慢と競合して発生した場合に、 損 (五条七項)、 代理人側の過失・ 傷 (三人命救助または海上での ということになる。 怠慢から発生したことが証明された場合、 明した場合、 (イ運送人が、 財 運送人がそうした第三者の過失を 彼の使用 回火災が原因でありか 産 救助 0) 人 相当な措置から生じた 代理人が つ損 損 害 害 0) (4) 発生 賠 生 償

九条)。

条五項(C)。

d) 責任制限

責任を負 かつ船荷証券に記載されないかぎり、 (わないと定める (四条五項)。 ル ール は、 61 わゆるパッケジリミテイションにつき、 この貨幣単位を締約国が自国法令で採用すれば金価値 いかなる場合でも一梱包または一単位当り一〇〇スターリングポンドを超える 物品の種類および価額を荷送人が船積前に通告し、 (gold value) とされる (旧

項 (a) D R 重量をベースに一キログラム当り三○フランの新方式が導入されて、 いずれか高い金額を限度とするとされた(四条五 ウィスビー・ルールは、 MF非加盟国の場合は、 内の包の数量の表示を責任制限の適用上の包または単位の数として扱い、表示がなければコンテナを一梱包とする(四 に代えて責任制限の金額の表示方法を「計算単位」(unit of acount) とし、これをIMF インパクトに対処して梱包・単位当りの限度額が一、○○○ポアンカレ金フランに増額されて、 一九六八年改正 併用主義の採用)。続いて、ヘーグ・ウィスビー・ルールを改正する一九七九年SDR議定書はポアンカレフラン (特別引出権)とすると同時に、 のウィスビー・ルールでは、 それぞれ一万金フラン、三〇金フラン)のいずれか高い金額とした(SDR改正議定書二条)。また、 コンテナ貨物に関わる多くの紛争を回避すべく荷送人により船荷証券上になされたコンテナ 金額も引上げて、六六六・六七SDRまたは貨物の重量一キロ当り二SDR(I 右のヘーグ・ルールのパッケジリミットが、 (国際通貨基金) インフレやコンテナ運送 また新たに貨物の が定めるS

る国では、それぞれ一万二五○○金フラン、三七・五金フラン)に増額し(六条一項@、二六条)、 傷に対する運送人の責任限度額を一 以上に対し、ハンブルグ・ルールは、 梱包につき八三五SDR、 ヘーグ・ウィスビー ル 重量 ール の責任制限方式を踏襲しながら、 キロ当り二・五SDR また、 (ポアンカレフランを認め 新たに運送品の引 貨物 0 滅 失 損

場合 つ滅 渡遅 荷送人により提供された場合には、 額 るとする か こうした責任限度額は、 なお、 O) を喪失する。 は つ 表現で運送人の責任 失 運送賃 (運送人の故意または損害発生を認識した無謀性の立証責任は荷主側にある) には、 延 責 損傷もしく 運送人は、 七、 任 か なる場合もその物品 の総額を超えない を明 八条)。 定した関係上 ーグ は遅延が生じることを知ってなされた運送人の作為または不作為により生じたことが証 損害つまり滅失、 また、 制限 ル 運送人またはその使用人・代理人の故意または無謀な行為の場合を除き、 ール 阻 コンテナ貨物への対応として、 額とする特別の責任限度額を新設. (五条参照)、 却の には相当する規定は 0) 全部滅失に対する責任限度額 事 コンテナそれ自体を別個の 由について規定する 損傷もしくは引渡遅延が、 運送人の ない 責任を遅延した貨物に支払われる運送賃の二・ が、 (ハンブルグ八条一 コンテナなど運送用具自体の滅失・損傷につき、 1 したほか、 (六条一項(a)) スビー それを生じさせる意図をもって、 船積単位と看做す規定を追入した ル 物] 項、 品 を超えないとする ル の滅失と引渡遅延に対する責任 とハンブ ーグ四条五項(e)。 ルー ルに定められた責任 · ルグ・ (六条一項())。 12 絶対的· または無謀に、 五 (六条二項 倍に ル は is なものであ 等 とん 明され 制 L (b) それ そして 限 ど同 0) 額 権 た か で

(3) 船荷証券関係

(a) 発行·記載事項

13 貨物 求により運送人は船荷証券を交付すべしと定め、 る。 ーグ・ 船 が 船 荷 ル 積 証 券 1 (on board) かれ、 は ル 貨物 0 適 用 0 受取 は 船 証 荷 証 として貨物に関 ーグ・ 券の発行または少なくとも船荷 ル 1 ル する証 0) 効 そうした船荷証券には荷送人の申告に従い貨物 力が及ぶことの 拠となり、 特にそれ 証 一券により 証明となる。 n かい 船 証明される運 積 そこでヘーグ・ 船 荷 証 券 送契約 (shipped B/L) であ ル 0 の主要記号 存 ル 在を前提として は 荷送人 n 梱 ば 包

は

あっても(一六条二、

四項参照)、

らの 数または容積ないし重量、 項 0 IE 確さに疑を抱くか、 貨物の外観状態などを表示することを要するが、 またはその正確さを確認する適当な方法がないときは、 もし運送人が荷送人から申告され これらの 事

ルー がある。 せずに自己の立場を留保することができるとする(三条三項)。 観が含まれること (一条五項参照) ては、 ために署名されたものと看做す」とも規定して(二項)、従来から論争のあった船荷証券の署名に関する運送人の責任 払うべき運送賃、 を参考に合計一五項目をリストアップする (一五条一項)。 荷 1 1 証 12 ンブルグ・ ルは、 荷証券の記載事項に関しては、ヘーグ・ルールがわずか三つの項目を定めるにすぎないのに対して、ハンブルグ・ ル 券に包含されねばならないとするが、 は ての問題を除去した。 貨物の数と容積ないし重量の双方を船荷証券上に記載すべきとされたこと、 適 一条七項)の交付義務を定めると同時に、 用 ファクシミリ印刷、 船荷証券は運送人から授権された者により署名されうるとし、「船長により署名された船荷証券は運送人の 船荷証券に貨物に関するより多くの情報を盛り込ませるべく現代の海運実務で使用されるB/Lフォ 範 囲 ル の確定に資することになる。 運送契約上の船積港および荷揚港、 1 ル Ł 四条で、 さらにハンブルグ・ ミシン、スタンプ、符号その他機械的または電子的方法でもよい」とも定めた(三項)。 であり、 船荷証券の法的性質に何ら影響はないと規定される ヘーグ・ルールと同じく運送人に対し船荷証券(ハンブルグ・ ただ、 一五項目にわたる記載事項 ハンブルグ・ 同様の義務を実際運送人についても課する(一項)。またハンブルグ・ そうした記載事項の遺漏は船荷証券の ル ールは、 船荷証券の発行場所などの記載は、 ヘーグ・ ルー 機械による署名、 ルは、 ルールの規定 (三条三項) との関連では、 ヘーグ・ 複写利用を念頭に、 ル ールと同様にこうした記載 外観状態には梱包やコンテナの外 新規記載 (一五条三項 証 第二条によるハンブルグ・ル 明 との比較で、 価 事 値に影響を与えること 項のうち荷受人が支 ルールにはその定義 船荷証券の署名は 変更点とし 事 項 4

受取 求めに応じて船積以後に受取船荷証券と引換に船積船荷証券を交付することもできるとする(一五条二項、 名お 三条七項)。 0 運送 ·船荷証券 日付を記載すべしとされる(一五条二項)。 よび船積日 人が 船積船荷証券を発行すべきことは、 ハンブルグ・ (received for shipment B/L) 付を記入することも ルールは、 荷送人の請求があれ (かかる船荷証券が必要記載事項を含む場合には船積船荷証券となる)、 も認めており、 また両ルールとも、 ハンブル グ・ ば、 運送人はそうした受取船荷証 船荷証 ルール 物品が実際に船舶上に蔵置される以前に発行され 券に物品が特定の船舶 もヘーグ・ ルー ルも変らない(一五条二項、 券上に に船積されたことおよび 物品 が船積された船舶 また荷送人 ヘーグ三条 ーグ 0) 船

(b) 留保·証拠力

七項)。

証明 頼した善意の第三者の一層の保護が図られた。 推定する証拠となると規定する 申告を疑うに足る理由 条三項)。 その上で、 重 前 は 述 誠 および貨物の外観状態を明らかにした船荷証券の交付を請求することができ、 のように、 「実に行為する船荷証券の第三者譲受人に対しては認められない」との一文が追加され、 ヘーグ・ルールによれば、 ヘーグ 「があれば船荷証券中に留保を付すか、あるいはそうした事項の記載を拒否することができる(三 ル 1 (三条四項)。 ウィスビー ル は、 そのような船荷証券は、 荷送人は運送人に提供した貨物の主要記号と梱包の数または容積ない ٠ ルールでは、 運送人がそうした記載通りの貨物を受取ったことを 以上の規定に続けて、 運送人は、 証券の記載に 船荷証 荷送人による貨物 券の記載に 「反対の 信 0)

その 正確さを疑うに足る合理的な理 ンブルグ・ 貨物の一 般的性質、 ル 1 ルも、 こうしたヘーグ・ 主要記号、個包の数、 由 またはそれを確認する適当な方法がないことの留保を船荷証券に付さなけれ ル 1 重量など荷送人より提供された記載事項につき、 ル 0 法原則をより 詳細 か つ 直 截に規定するも Ŏ) 0 その 基本的 不正確なこと、 に変ら

ーグ・ルールは、

荷送人がかかる義務に違反した場合に、運送人と同様の推定過失原則により運送人または船舶

ばならないとする(一六条一項)。そしてもし運送人が証券上に貨物の明白な外観状態を記載しなかった場合には、 賃や滞船料に関しても適用し、 は外観上良好状態で受取られたものと看做されるとする 人が支払うべき運送賃や船積港で発生しかつ荷受人により支払われるべき滞船料について船荷証券上に記載がない場 合にはそうした費用を荷受人が支払わないことを推定する証拠となるとする(同条四項)。 運送人に誰が運送賃や滞船料を支払うべきか記載する責任を負わせるとともに、 (同条二項)。 またハンブルグ・ルールは、 ハンブルグ・ルールは、こ 同様の法則を運送 貨物

は認められず確定的証拠となるとする(同条三項)、 第三者に譲渡されている場合には、 た物品の受取または船積 また、 船荷証券の証拠力については、 (船積船荷証券の場合) その証券上の物品に関する記載を信頼して行為した荷受人を含む第三者に対して ヘーグ・ウィスビー・ルール三条四項と同様に、 に関し推定的証拠力があり、 運送賃および滞船料についても同様である 反対の証明 は、 船荷証券はそこに記載され 船荷証券が荷受人を含む (同条四項但書)。

うした方法でも船荷証券の譲受人の保護を図っている。

(4) 荷送人の責任

(a) 責任原則

に 送契約に記載された物品を引渡しかつ運送賃を支払うことである。 海岸の一定場所へ、適切に記号を付し、梱包され、また数量も間違いない貨物を届け、 荷送人(ハンブルグ・ルールには「荷受人」とならびその定義がある。 物品 が引火、 爆発し易い危険な性質のものであれば運送人に通告し予め了解を得ることが必要である。 若干敷衍すれば、 条三、 四項) の主な義務は、 荷送人は本船の脇 引渡すべきである。 運送人に対 埠頭 この場合 その して運 他

ら大きく外れたものではない(一二条。 ただし、 ハンブルグ・ルールは法の保護を荷送人の使用人・代理人についても拡張 が 被 7 た損害につき責任を負わねばならないとしており (四条三項)、ハンブルグ・ルールの規定もヘーグ・ル 1 ル か

(b) 危険品

用している)。

危険品についてこのように規定する い危険な貨物については荷主に対して補償をなすことなく荷揚・破壊・無害化することができる。 接に生ずる一切の損害・費用に対して責任を負うものとされる(四条三項参照)。 うしたデータを通知しなかったため運送人が貨物の危険性を知らない場合には、 人は運送人に対し貨物の危険な性質を通知しないと船積することができないし、 爆発や引火し易い危険な性質の貨物は、 (四条六項)。 乗組員や船舶にとって、また他の貨物にとっても危険である。 また、 荷送人はその船積から直接または間 もしも荷送人が過失・懈怠によりそ 運送人または船長は、 ヘーグ・ そこで荷送 ルールは 告知のな

(a) きこと(一五条一項)の三つの新しい要件である。こうした要件に違反した場合に荷送人が受ける制裁措置(一三条二 運送人に通知しなければならないこと(一三条二項)、第三に、船荷証券に物品の危険性を示す明示の記載文言を含むべ ルを付すべきこと(一三条一項)、第二に、荷送人は必要に応じ危険な貨物につき講ずべき予防措置を運送人または実際 荷送人に一層入念な通告の義務を規定している (一三条)。 . (Þ) ≟ ハンブルグ・ルールも、 四項)は、 ヘーグ・ル 基本的にこうしたヘーグ・ルールの原則を採用するが、ただ、ハンブルグ・ルールでは、 1 ルの規定を編み直したものであり本質的に変らない。 すなわち、 第一に、 荷送人は危険品そのものに記号・ラベ

© 貨物の表示の正確さの保証

ーグ・ ル ールは、 運送人に対して記号、 数、 容積、 重量など貨物の明細を申告する場合、 荷送人はその正 確さを

保証すべきものとされ、 かかる保証の見返りとして、そうした事項が記載された船荷証券が発行される。 荷 送

保証した事項 証券を譲受けた第三者にも及ぶことが追記された)、さらにハンブルグ・ルールは、 しも明確でなかっ ンブルグ・ の不正確から生じたすべての損失・費用について運送人に賠償せねばならない(三条五項) ルールもまた、こうしたヘーグ・ルールの規定を再述するが(一七条一項。ただし、 た補償状 (letter of indemnity, back letter) について以下のようにかなり広範に規定する(一七条二 ヘーグ・ルール上は適法であるが必ず 荷送人の 保証責任

船荷証券)を発行し、 1 たがって、 しようとしても、そうした契約は船荷証券を譲受けた荷受人など第三者に対しては無効であるとする(一七条二項)。 による補償状の引受は荷受人を含む第三者に対して効力を有しないとする。 運送人は荷送人に対して補償を請求できる)、 合には彼は荷送人から補償を受ける権利を失うし しながら、 ができ、また運送人は一七条一 限 ,四項)。 まず、 .の利益を享受することなく第三者の損失に対して責任を負わねばならないとする(一七条三、 ハンブ 荷受人は、 もし運送人において船荷証券上の物品の記載を信頼して行為する荷受人を含む第三者を欺く意図がある場 ルグ・ 補償状により荷送人が賠償をするという理由で荷送人が通告した事項や貨物の明白な状態を無視 船荷証券をなお信頼して証券記載の主旨に従い荷渡し違いにつき運送人から補償を受けること ルールは、 項の規定または補償状の双方に基づいて荷送人から補償を受けることができる。 海運の実際で広く普及する補償状を有効性と認めた上で、その効力を規制 かつそのような欺く意図をもって行為する運送人はルールが定める責任制 (つまり、 補償状は運送人に第三者を欺く意図がない限りで有効とされ つまり、 運送人がクリーンB/L 四項)。 契約

(c) 損傷・滅失の通知

、物に発生した損害の事実は、 通常、 貨物が受取人に引渡された時の実際の状態と船荷証券の記載とを比較するこ

まま とで明ら 荷主 請 求ができるというわけには 0) かにさ 請求に反駁するための n る。 荷主 は、 両 āЕ 者 6 拠を集める必要がある。 0 かない。 状態にどんな金銭的! 方、 運送人は、 相違 あ が あ る運 -) たかを証明する責任があり、 送に関連して請求が提 出されるかどうかを確定 また自 分 0 が都合の

関する証明のアクセスを促進させるべく通告や証明責任を緩和する 取られた時と同一の良好状態で引渡されたものと推定されるとする (三条六項一、二文)。 査 損傷の場合には荷揚後三日以内に、 代理人または当局など貨物を受取る権利を有する者に引渡された時に、 そこでヘーグ・ 検分を行なう場合にはそうした損害の通告は必要ないとされるほか、 1 ルは、 早 しょ 段階で証拠収集ができるよう配慮した規定をおく。 書面で通告をなすべしとし、そうした通 (同条二、 損傷が外観上明白な場合は即刻 ルー 知がなかった場合には貨物が運送人に受 四文)。 ルは、 運送人と荷受人の双方に損害に すなわ 荷受人と運送人が共同で検 ち、 物品が 荷受人やその また隠れた

書 貨物に対する滅失・ す た若干の新しい (working day) 請求について補足的な期限 面 求につき六○連続 [通告をなさないと荷送人にはそれについて責任がないことを推定する証拠となるとする ンブ ル グ・ 、法則 ル 五連 ールは、こうしたヘーグ・ウィスビー・ 損傷が発生した後の 日の が追加されている。 続 タイムリミットを別途に定め 日 と証明 (consecutive days) とやや緩めたほか 責任に関した新たな法則を加え、 いず すなわち、 ń か遅 13 通告 時から起算して九○連続 (同条五項)、 (荷受人が義務者とされる) ルール 0) (一九条二項)、貨物の引渡遅延から生ずる損 さらに運送人または実際運送人が荷主に対 原則を実質的に採用するが、 運送人は貨物が引渡された後または 日以内に荷送人に対して損害に関 の制限期間 (同条七項)。 をそれぞ 荷主の利益を考慮し 船 n 舶 または 害賠償 作業 してな する H

(5) その他

(a) 仲 裁

tion clause) や裁判管轄約款が挿入され、契約につき紛争が生じた場合に訴訟の形式 ものであるから、 法廷で紛争の解決を図る訴訟手続の一つの形式である) 三条六項にいう訴(suit)に仲裁手続が入るかの問題が残った)。 ル 1 ル 仲裁契約やフォーラム・セレクション およびヘーグ・ウィスビー・ ルールは、 や裁判を受理する場所について約するのが普通である。 (法廷選択) 運送契約に関する実体的債権債務関係の規律を目的とする しかし海運の実務では、 約款など訴訟手続は規制の (仲裁は公の裁判所に代えて私 運送契約上仲裁約款(arbitra 対象外としてい たた

契約締 旨 を維持する。 発生後に被告が合意する場合を除きこれ以外の場所を選定することはできないとして(二二条五、六項)、ルー 託する旨を定めることができるとし(二二条一項)、 ル の特別の記載が証券中になければ、 ンブルグ・ルールは、 は、 結地 仲 裁を申立てる場所の選定については、 また、 (小船 積地 傭船契約に基 臼荷揚地および団仲裁約款または仲裁付託で指定された地、 かかる仲裁につき、まず当事者は書面による合意により運送契約に関する紛争を仲裁に付 づいて船荷証券が発行されている場合に、 運送人はその者に対して同約款を主張できないとする(二二条) 裁判管轄の場合 (二一条一項) と同様、 仲裁が条約に適合することを明確にする。 仲裁約款が善意の証券所持人を拘束する を指定し(二三条三項)、 (7)運送人の主たる営業所 ただし、 ハンブル 特に事故 ル グ・ル 0 (11)

(b) 裁判管轄

訟を提起するよう命ずる条項が挿入され に関する不経済な紛争や法廷地漁り(フォーラム・ショッピング)が多発することになる。 遠 荷証 隔な裁判所における訴訟の費用は荷主にとって高くつき、 一券には、 運送人にとって便宜な裁判所が予め選択され、 るの が 通例である。 61 わゆる裁判管轄約款 (jurisdiction clause) 原告 またもし荷主が特定の場所で訴訟を起せば (荷主)をしてそうした特定の裁 そこで、こうした裁判所や 判 である。 所に 裁判管轄 お しか て訴

ぞれ 法廷 を置くところまでい 地 玉 の選択に関して規制が必要になるが、 際私法 (牴触法) かなかった。 に従い 裁判所が決するところとされていた。 ヘーグ・ ル 1 ル は、 か か ウィスビー・ルールも裁判管轄権に関 る問題を解決する規定がなく、 結局 は 各国 する規定 それ

される って新たな訴訟ではない。 択して訴訟を移送するよう 補償ができる十分な担保を提供することを条件に、 船積 を管轄する権限ある裁判所で訴訟を提起することができるとする(二一条一、二項)。そしてかかる場合に、 所の双方につき法を大きく前進させた。 は、 地 ンブルグ・ 原則 (三荷揚地 的に原告の ル 1 (11) ル 海上運送契約において指定された地、 裁判管轄権の選択に抵触することはできないが、ただ被告は、 は、 、原告に要求することができるとする(二一条二項(0)。移送された訴訟は前 よって一度選択がなされ訴訟 無益な管轄権 すなわち、 をめぐる紛争や法廷 第一項に挙げた五つの管轄裁判所 原告は、 が開始された場合には他の または一船舶が差押えられた港または 地 (7)被告の主たる営業所ない 漁 ŋ の減少を図り、 地における新たな訴 荷主の 敗訴判決が下った場合に (上記(1)一(世) し住 立場から準拠法と管 所 地 0 0) 地 (D) 訴訟 契約締 一つを任 訟が のうちの 被告 継 結 切禁止 原告に 意 轄裁 地 (運送 に選 つ 判

(c) 共同 海 損

条四項

ルもこのヘーグ・ルールの方針を踏襲し、 規約 ワー が 規律 同 (lawful provision) 海 損 するのはこの一点だけであり、 1 は 古い ル か 歴史を誇る法制度であり、 摂取されるのが世界的慣行である。 を取入れることについて容認している それ以外は 共同海損 現実には、 0 事態に備え、 切 そこで、 共同 運送契約 海 ヘーグ・ 損 (五条二文)。 0 (船荷証券) 国内法や運送契約におい 問題について規定してい ルー ただし、 中に国 ル も船 荷 際的規約としての 証 ーグ 券上共同 ない。 て規定をすることを認容 および 海 ウィスビ 損 ンブルグ 3 関する適 ルー

する(三四条一項)。ハンブルグ・ルー する権利などは専ら条約により規制される旨を定める(三四条) ルは、 また、 運送人の荷受人に対する賠償責任や荷受人の共同 海損の分担

(d) 出訴期限

引渡さるべき時から一年以内に訴が提起されない限り、 法が一 であれ不法行為に基づく請求であれ六年とされる(五条))ところを統一し、 respect of the goods(運送人は、……物品に関する一切の責任を免れる)」との表現に代えた。しかし、この改正("liability" from all liability in respect of loss or damage(運送人は、 である。 して運送人を保護するとともに、運送人が荷主に対し不当に短いタイムリミットを強いることを阻止する趣旨の規定 送人による契約の基本的違反につき提起されるクレームにも及ぶことを明白とさせ(ヘーグ・ルールの表現ではそうし スビー・ルールは、これを削除し、 不法行為クレームをも広くカバーするものとも理解している。 るクレームだけでなく、 の後に"whatsoever"の一語が挿入)の効果につき、コモン・ロ た解釈ができるか疑わしい)、 ーグ・ウィスビー・ルールは、 般的なタイムバーにつきさまざまな規定をしている(例、 もちろん、 ヘーグ・ルールにもタイムバー規定はあったが(三条六項第四文は、「The Carrier ……be discharged 四条五項(のでいう運送人の責任制限権を剝奪する故意またはそれに準ずるタイプの行為や運 また、 単に「滅失・損傷」に対するクレームに限らず、 第三条六項で「運送人または船舶は、 前示のように「The Carrier ……be discharged from all liability whatsoerer in ……滅失又は損傷に関する一切の責任を免れる)」とする)、ウィ 物品に関する一切の責任を免がれる」と定める。 ー諸国は、タイムバーの効力範囲が、 イギリスの一九八○年出訴期限法では、契約に基づく請求 受荷主に貨物損害に関する速やかな請求を促 如何なる場合にも、 貨物の横領 物品の引渡の時 (conversion) に関する 通常の損害に関す 各国 または の国

ところで、この一年というタイムリミットについては、 実務上余りに短すぎることが判明し、 運送人、 荷受人の双

常の さらにウィ 方に不満 額 時効 が支払われた日またはその請求に関して訴状が送達された日から三カ月内に訴訟手続が開始され 間 期間内に提起することができるとも定める(三条六項の二)。 が生じ、 12 つき、 スビー・ 訴訟原因発生後において当事者が合意することで延長することができると明記した(三条六項但書)。 関係当事者でこれを合意延長する傾向 ルールは、 運送人による補償請求訴訟 (recourse action) が顕著となった。このためヘーグ・ は、 制限期間満了後であっても、 ウィスビー た国 一の法 ル 1 損害賠 ル は、 通

参照)、 に ものであることを明記した (二〇条)。また、 0 つき、 細 制 例 |限期間の合意延長 (二〇条四項) および補償請求訴訟についてはへ―グ・ウィスビー ンブルグ・ル つ有要な規定をおく (二〇条五項)。 物品運送契約に関する一切の訴訟 荷送人に対する未払運送賃の支払請求訴訟)であると、 ンブルグ・ 1 ル ルールは、 は、 年の出訴期間を倍の二年に拡張し、 責任判決を受けた者は一 (ただし、 訴訟が荷送人により提起されたものであると運送人により提起され 共同海損分担請求を除く。 一年の また契約に基づくと不法行為その他に基づくと 期間満了後においても手続を開始できることなどより かつこの 制限期間は訴 二四条二項) 訟手続 に適用され ルールに倣うが、 0 IJ か 仲 裁手続も含む ただ後者 項

 $\widehat{\underline{1}}$ 任 ジュリスト六七〇号(一九七八年八月一月号一三三頁以下 送法の課題と展開 ルールに対する研究およびヘーグ・ウィスビー・ の強化 ヘーグ・ルールおよびヘーグ・ウィスビー・ルールの体制で海上物品運送法を制定し実施するわが国におい 一「海上物品運送の (1) ~ (7完) (平成六年) 三七頁所収)、 ―UNCITRAL における船荷証券条約改正作業の一班 国際的法システムの統一問題」ジュリスト九四八号(一九九〇年一月一—一五日号七五頁以下〔落合『運 落合誠一「ハンブルグ・ルール(一九七八年国際連合海上物品運送条約) ルー ルとハンブルグ・ 〔落合『運送責任の基礎理論』二三七頁所収〕、 ルールを比較検討した研究はまだ少ない。主なものとして、 ―」 ジュリスト五七一号~五七九号、 谷川久 ては、 「海上運送人の責 同 海

(1)

商取法委員会による海上物品運送条約案について (上・中・下)」NBL一三四号二○頁以下、一三五号三二頁、以下一三七号三○ 頁以下、 一九八二年三月号五八頁以下、 人の責任の強化 宮本三夫=郷原資亮共訳『国際運送と新しい企業責任―ハンブルグ・ルール及び複合運送条約の解説―』(平成六年)。 頁以下、赤堀勝彦=福島洋一「貨物保険者からみたヘーグ・ヴイスビィ・ルール、ハンブルグ・ルールについて」海事法研究会誌 一九八八年一二月号二〇頁以下、 桜井玲二「ハンブルグ・ルールの成立 (1) ~(11) — (続)」ジュリスト五八七号、同 高桑昭 宮本三夫=郷原資亮共訳『新しい海上運送人の責任<ハンブルグ・ルールの解説〉』(一九八九年)、 「国際海上物品運送条約(一九七八年)について」NBL一六四号一二頁以下、同 「最近の船荷証券条約改正作業と条約適用範囲の拡大」海法会誌復刊一八号一七七 -国連海上物品運送法会議報告—」海運一九七八年七月号四八頁以下 国際

、九〇年代の海上物品運送法改革の胎動

一九九一年オーストラリア海上物品運送法

れる)を採用する。(2) 中にハンブルグ・ルールも包摂し (新法第三部の付則二に収録される)、将来、布告 (proclamation) によって現行のへー グ・ルールという)に法律としての効力を付与した(第八条)。同時に、オーストラリア新海上物品運送法は、 グ・ウィスビー・ルールをハンブルグ・ルールに切り換えるという独特の立法スタイル(トリガー・メカニズムと呼ば 部の付則(schedule)一に「修正されたヘーグ・ルール」("The amended" Hague Rules)として収録される。 1991 (Cth)) を制定し (一九九一年法律第一六○号)、SDR改正議定書を併せたへーグ・ウィスビー・ルール (新法第二 オーストラリアは、一九九一年一〇月三一日、新しく「一九九一年海上物品運送法」(Carriage of Goods by Sea Act 以下、ヘー 同一法典

ル にした一九〇四年オーストラリア連邦海上物品運送法 オーストラリア連邦における海上物品運送責任法規としては、 (Sea-Carriage of Goods Act 1904(Cth)) があったが(本法は 古くは、 アメリ カの 1 ター法 (一八九三年) をモデ 上述のように、一九九一年のオーストラリア新海上物品運送法は、

その第二部付則

に掲げるヘーグ・ウ

1

スビー

される。 される海上 務を課 品運送およびオー リア裁判所の管轄権を剝奪する約款を禁止した)、同法は、い T 年新法が成立するまで実に六六年余の長期にわたり、 1 メリカの 九二五年一 ル (同国のヘーグ・ルールの受諾は一九五五年七月四日のことである)が、 また船主の過失免責約款を刑事制裁規定まで設けて徹底的に制限し、さらにはオーストラリア法の運用やオーストラ 物品運送に関する運送責任関係を規律してきた。一方、 ーター法を基礎としながら、より荷主の利益擁護を図って改善し、運送人に対しては絶対的な船舶堪 月 H ストラリア連邦の各州間の物品運送で、 1施行) 海上物品運送法 (Sea-Carriage of Goods Act 1924(Cth)) により廃止され、 この一九二四年海上物品運送法の付則に収録されたへ わゆるヘーグ・ルール立法である一九二四年九月一七 その運送契約が船荷証券または類似 州内の 内水物品運送については各州の法律 オーストラリアから他の国 の権利証 への往航国際物 券により 以 航能力担 後 日制定 が ーグ・ 証 適 九九 用 明

九月、 が 送法案が作成され、 するレポート 映したものとなっておらず、 され当事者による特約が禁止されること、 位当り一○○ポンド=二○○オーストラリアドルの責任限度額がコンテナ貨物について適用されること、 誕生し、 しかし、 オーストラリア運 同時に、 歳月 が公表され、 0 経 議会の審議を経て、 過とこの間 九二四年法は廃止された 輸 トリガー方式による新法の立法構想が提示された。そして、 通信省から「Australian Marine Cargo Liability:a Discussion Paper, Sept. 1988」 また海運の現実とも乖離してい IZ おける船舶や荷役に関する技術の進歩は、 運送人の責任が海洋の区間に限定されること)、いまや法は荷主の 一九九一年一〇月三一日、 (二〇条1) 項 るから即刻改正すべきとの 女王の裁下があり、 法の欠陥を暴露し 「一九九一年海 声 九九〇年には新海上 が高まり、 例 生 動 遂に一 利益を適切 上物品運送法 物にも法が 包装または 九八八年 物 と題 に反 品 適 用 単

トラリアにおい

ラリアがハンブルグ・ル

付則二が布告されればその指定日からハンブルグ・ルールが施行されることになろうが、

ールを署名しない限り発せられることはない。

また、

ハンブルグ・ル

ールが施行されること

しかし布告は

ス

72 神奈川法学第31巻第2号 ブルグ グ・ルールを批准していなくても一九九四年一〇月三一日をもって自動的にハンブルグ・ルールが現行法に取って代 ルは、 に法律の効力を有するものとしている(二条②項、一三条)。すなわち、 ル 交されたが、一九九四年一○月一七日、(3) 検討をさらに三年後の一九七七年まで延期すべく決議をしていなければ、 廃棄問題は三年後の一九九七年一〇月三一日まで延期して検討すべく決議し、上院(House of Common) わるというメカニズムが設定されている(二条(3項)。い が近づくにつれ、 ○月一九日これに倣った。 会の 九九四年一〇月一九日から三年後と明記しているから、この日付となる)をもって自動的にハンブルグ・ るが、本法二条(5)項が、トリガー規定である二条(3)項は第三部および付則二の発効日を上院による決議がなされた日すなわち ル を同 両院が付則二の廃棄決議か、または三年後の二○○○年まで問題の検討を延期する決議が行なわれないことを 九九四年一〇月三一日の時点で、 ル 一九九七年一○月一九日の午前零時(一九九四年一○月の両院の決議においては一九七七年一○月三一日とされて |年一〇月三||日から現行法として機能させているが、 ールに関して、 て施行されることになる (二条(3項)。 オーストラリアの海運社会においてヘーグ・ルールかハンブルグ・ルールかをめぐり活発な議論 したがって、 同規則がオーストラリアについて発効する日以後に発令される布告によって指定された日 オーストラリア海上物品運送法は、 オーストラリア下院 同国の両議会が付則二の廃棄を決議しているか、 もちろん、 わゆるトリガー条項である。 (House of Representatives) 同時に、 一九九七年一〇月一九日より前に、 新法の第三部および付則二のハンブルグ・ル 同法は、 たとえその時にオーストラリアが 再度一九九七年一〇月一九日以前 その第三部 しかして、 は、 またはその廃棄に関 第三部および付則二の の付則二に掲げる そのタイムリミット ルー 本法の第三 ルがオー ハンブル に同 同 わる ハン

Ŧ

かり

にな た場合には 運 輸 大臣はまず同国 0 荷送人・ 荷主、 運送人・ 船主の代表者と協議し、 彼らの 意見を十

ればならないとされる (二条(6)項

らに、 券により証明される運送契約につい ステムを抱えた実にユニー およびそれ以降に締結された国際運送および国内運送契約(ただし、 年一〇月三一日を境に、それ以前に成立した運送契約については かくて、 将来的(一九九七年一〇月一 現在、 オーストラリアにおい クな立場にオーストラリアはある。 九日以降)には、 ては法律たるの て海上物品運送人と荷主との ハンブルグ・ 効力を有したへ ル I ーグ ル 内水運送を除く) が ーグ・ 間 実施される可 0 ウィ 責任関係を規律する法 ル スビー 1 ル が 能性 で船荷 強制 ル があるという、 1 的 証券または ル 適 が 適用さ 制 用 され として n 類 三つの法シ 似 八 またそ 0) 条)、 権 利 九 0 بخ 証 H 九

百 ガポール(ヘーグ・ウィスビー おい スビー・ 範囲を示せば次の通りである。 なる一 様 締 0 証 そこで、 一券には 海 約国に非ず) からオー て発行され、 ルールにも明らかにするものがない。 国にある港 才 物 現在 밁 運送。 ーグ・ ストラリアの オーストラリアにおいて法律の効力を付与しているへーグ・ かつそれが異なる国にある港の ウ 日 0) 間 1 本 スビー 法の ストラリア 0) 物品 港 からの 効力および ルー 運送に関する場合(一〇条⑴⑹⑴)、 (1) ·船荷証 ル 国際海上 1 ル 0) 0 ル 締約国) オーストラリア法の効力によりへ が 海 券または類 適用される。 上物品運送。 以下、 運送に関する船荷証券にはへ で発行された船荷証券によるマレーシア 間 単に船荷証券とのみいう) 0 似の権利証 海 上物 (n) 同様に、 ーグ・ 品運送契約に関する場合(一○条⑴項⑸⑴)、 |券(「類似の権利証券」については、 例えば、 国際海上運送につきオーストラリアで発行された船 ウィスビー・ ーグ・ 船荷証券に基づく がヘーグ・ウィスビー・ ブ ウィスビー・ ウィスビー ウィ ル 1 スビ ル 0 (ヘーグ・ウィスビー 締約国 ルー H 本から ル ル ル 本法にもヘーグ・ Ī 1 0 につい 港 ルー ル ル オー からの から が 適 適 例えば、 ル て、 用 ストラリア 用 0) され され 運送 締約 その ル シン 国に ール ウ 適 用

あ

る

九九一 たは ば、 券では 際運送に船荷 ル of carriage) ほ になる。 そうし 通 証 0) スビー ようにヘーグ・ か 券であるかのようにヘーグ 証 なる一 締 船 券中 運送契約 7 は ビルは、 なく 荷 約国 年 た契約に対して法律の 証 オ 州 0 国にある港の 非 契約 ル 券により でなくともオー シアからオーストラリアへの海上物品運送で、 内 船 証 ター 流 l 0 ストラリ の定義に該当せず、 ル 0) 券ない またはそうした非 海 通 荷証券またはこれに またはそれ 適 ウィスビー 法をモデルにした各州の Ŀ 性 物 用であるが、 証明される運送契約で、 0) ア海 シー 品運送につい 間 類 ウェ 似の の物品運送で、 ストラリア法の効力でヘーグ・ウィスビー 上物品運送法が適用されると合意している場合。 に効力を与える立法を当該契約に適用すべきことと定めている場合(一○条⑴)の 効力によりへ 権 1 ウ ル 利証 よって、 1 流 実際問題としては、 ィスビー ては、 ピ 通业 ル 類 が 券を使用する場合にはヘーグ・ウィ ル 似の 適用されるべきものと明確に規定している場合(一〇条⑴)の 券により (海上運送状) 船 ーグ・ 海上運送法が適用される。 クウ シーウェ 権利証券」ではな オーストラリアの異なる州の港の 荷 ル 証券中の 1 1 証明される運送契約で、 ウ ル イ・ ンズランド州の場合に 1 から により行なわれてい オーストラリアにおける各州間 スビ 適用されるべきことを当事者がはっ 契約 ビルには 当事者が当該運送にヘーグ・ウィスビー または船 6.1 か ル 1 ら本法の ーグ・ ル 荷 (4;) を適 ・ルール 証券により証明 シーウェ そうした証券があたかも船荷証券であるか る。 ウ スビー 付則 用 ーグ マレ するため 1 間の物品運送(一〇条1) L が適用される。 スビー ーシアがへ く・ たが 0 ウ ル 第 ピ 1 1 0 0 に て、 海上物品運送の大半 される運送契約 スビ ルが は 条 (b) ル (海上運送状) ル きり b ーグ・ 1 強制的に適 シ 項の ル (三) 船荷(約定することが必要で し当事者がそうした州 I 0 適 ル ウ 運送契約 ウ (iii) ール 用 J. 1 (b) 証券中 ル はない。 イ $\overset{(2)}{\overset{\circ}{\circ}}$ スビ (ii) ° 1 のような非 用されること が が ル ビ 適 ーグ 一用される (i) 州 ま (contract シーウ は O) ル 際海 たは そこで 船 契約 が 荷 船荷 ル ゥ 流 Ŀ ま エ 証

発行された場合を除く。 ウィスビー・ルー る国 の選択として、 発効した場合にはハンブルグ・ などが該当する) (オーストラリ 現行オーストラリア海上物品運送法の適用範囲である。 契約のプロ アの重要な貿易相手国であるアメリカ、 ルは適用されない からオーストラリアへの海上物品運送に関する船荷証券または 上述の分、 ノペ l ル 一〇条(1)的(1)参照)。 1 口 ルにより規律されることになるが(付則二第二条1項的参照)、] (ただしそうした運送契約に関する船荷証券がヘーグ・ウィスビー・ルールの締結国で は 般的に船積地で施行される法律とされ、 その種の契約の違反に関わる請求は、 台湾、 マレーシア、 したがって、 インドネシア、 未修正 類似の権利証券については 未修正の原へーグ・ルー パプアニューギニア、 の原へーグ・ 本法第三章および付則二が 現行法上は、 ル 1 ル を採 ルにより フィリピ 準拠法 ーグ・ 用 す

規律されることになる。 重量 運送人と荷送人の権利義務関係では、 四五・七六ドルまたは一キログラム当り三・四四 の責任限度額については、 ま採用するものであるから 次に、 キログラム当り二SDR、 現行のオーストラリア新海上物品運送法は、 オーストラリアと緊密な関係にあるニュージーランド 新法の (ただ、 付則 すなわち最近のオーストラリアドルに換算すると、 オーストラリア新法付則一 運送人の責任限度額以外にオーストラリア独自の特色といえるものはない。そ 第四条5項(a)で、 ドル ヘーグ・ウィスビー 九九五年八月の換算レート)とされる。 一包または は条約の条文をローマ数字からアラビア数字に変えてある)、 一単位につき六六六・六七SDR (同国は第一次生産物の輸出国であり、 ルールおよびSDR改正 一包または一単位につき一、一 議定書をその または物品 歷史的

ま

自国海運を有さず、 また保険市場も外国資本が占める典型的荷主国である) は 九九四年十一月一七日、 海上運送法 (Maritime Transport Act 1994 (N. Z)) 0 動向 12 も触れておこう。 を制定し、

九 [五年二月一日に実施した(同国の条約批准は一九九四年十二月二○日であり、(5) ジーランド 同国における条約の発効は三ヵ月後の一 九

ŋ 効力を残 五年三月二〇日 則には同国が未批准・未受諾のヘーグ・ル スビー 同玉 より しすべて廃止され ルールも適用がなくコモン・ロー 国際的 である。 海 したが 上物品運送を規律してきた一九四〇年海上物品運送法 って新法施行後 ールが摂取される) が規律するという空白期間があった)。 三週 間程ニュージーランドは条約の締約国でなく、 は新法施行日以前に締結された運送契約についての (Sea Carriage of Goods Act 1940. この結果、 それまで半 ヘーグ・ルールもペーグ・ 一紀余に わ

用しただけの 年新海上物品運送法は、 輸省は、 定書を合せヘーグ・ウィスビー・ルールでスタート る二段階方式のアプローチが提案されていた。 スビー・ルール ても保持され、 ストラクチャリングの成果の一つであり、(6) 本法は、 グ・ウィスビー 方針は一九九二年一月に公表された同国の海運法と海事責任の法制度に関するディスカッションペー ニュージーランドの運輸省が、一九八〇年代後半から取り組 九八三年に同国がハンブルグ・ルールを受容すべきことを勧告したことがあり、(マ) 無難なスタイルの立法となっ およびSDR改正議定書に国 同国海上物品運送法の将来像としては、 ル ハンブルグ・ル ールとハンブルグ・ ールを組み込まず、 てい ル 一内法的効力を与えたものである 国際的海上物品運送との関係で、 しか 1 ル Ĺ Ļ の両条約を国内法の中に採り入れたうえで、 事 将来、 は運 隣国オーストラリアの一九九一年海上物品運送法に SDR議定書を合せたヘーグ・ 輸 世界の情勢を睨みつつハンブルグ・ル 省の 狙 61 んできた海 通りには運ばず、 (二〇九条)。 ヘーグ・ルールに代えてヘーグ・ 陸 かねてニュージーランド運 空の全域 そのハンブルグ・ ウィスビー 上述のように、一 さしあたりSDR議 にわ ールに切り換え たる運送法 ル Ì 九九四 ĺ ル 倣 ル を採 にお ール 0)

法に採用 九 九四年 これに法の効力を付与するものであるから、 のニュージーランド新海上物品運送法は、 定義規定をはじめ運送人の権利および義務に関する規定に グ・ ウィスビー ル 1 ル およびSD R 改 É を国

く国際海上物品運送契約でかつそうした証券があたかも船荷証券であるかのように当該運送にヘーグ・ウィスビー ルールやSDR改正議定書が適用される旨を定めた至上約款を包含する運送について適用があるとする(二〇九条二 つき条約と変わるところはない。そこで、 新法は、 法の適用範囲を広げ、 船荷証券または類似の権利証券のほか、 法の適用範囲と責任限度額の点のみを指摘するにとどめる。 非流通証券 **例**、 シーウェイ・ビル)に基づ

項)。

六○○ニュージーランドドル)または滅失、損傷した物品の総重量の一キロ当り二SDRのいずれか高い金額に責任制限 人の故意または無謀な作為ないし不作為から生じた場合を除き、 であった。 できるとする(付則五 次に、ニュージーランド新海上物品運送法は、 なお、 四条@項(3)。因に、 旧法の責任限度額は一包装または一単位当り二〇〇ニュージーランドドル 運送品の滅失、 一包装または一単位当り六六六・六七SDR 損傷に対する運送人の賠償責任につき、 国内海上物品運送 (陸上、 損害が運送 。 約 一、

ついては、 新法は国際的な海上物品運送にのみ適用されるのであり、 一九七九年物品運送法(Carriage of Goods Act 1979)) が適用される。 航空の国内運送も同じ)に

2 p.168. Martin Davies, The Hamburg Rules: What happens in 1997?, 23 Australian Business L. R. 235 (1995). M. Davies, S.M.Thompson, The Hamburg Rules: Should they be Implemented in Australia and New Zealand?, 4 Bond L.R. (1992) 351, M. Davies, Australian Maritime Law Decisions 1994,(1995)3 LMCLQ p.385.参照 Transport, 19 Australian Business L. R. 57 (1991), M. Davies, Australian Maritime Law Decisions 1991, (1992) 3 LMCLQ p. 一九九一年オーストラリア海上物品運送法については、DAVIES & DICKEY, SHIPPING LAW (2nd ed, 1995) ch, 12 (p.239),

3 よび船主などが主張する立場である。 することは得策でなく、 する気配はない(そればかりか、ヘーグ・ウィスビー体制で自国法の改正を行なっている国もある) ーランドがハンブルグ・ルールの導入に踏み切れば事態を静観している他の国にプレッシャーとなって、 围 易相手国 九九二・一一・一)後直ちに同条約を導入すべしとする両極の意見に割れた。前者はオーストラリアやニュージーランドの主要貿 将来の方向をめぐる議論は、 四、八一%、 グ・ルールか 一九九一年新海上 ルの批准の動向」海事法研究会誌九〇号(一九八九年六月号)三六頁以下、 .ブルグ・ルールに切り換わり、やがては日・米・英諸国も受容することになると説かれていた。Brian Makins, The Hamburg 海事産業研究所報二七〇号(一九八八年一二月)二三頁以下があるほか、 A Casuality?, IL Diritto Marittimo 1994, 637 to 一九八○年代までの立法改革動向を紹介する邦語論文として、櫻井玲二「へーグ・ウィスビールールとハンブルグ・ (一九九二—九三年度のデータによれば、 ⑤韓国四・七一%、 国際関係論的視点からの考察」海事法研究会誌一一五号(一九九三年八月号)一頁以下にも紹介がある。 物品運送法が誕生して後、 漸く静観すべきであると説く。 ハンブルグ・ルールの廃棄決議をして現状を維持すべしとする意見と、ハンブルグ・ルールの発効 (一 ⑥シンガポール四・四一%、 立法時の運輸省・議会の基本姿勢も同じである。一方、 オーストラリア(ニュージーランドの場合も同様状況)における海上物品運送法の ①日本二一・八七%、②米国一四・九%、③ニュージーランド五・二%、 オーストラリア海運会議所、 ハンブルグ・ルール採用に強く反対する。 ⑦台湾四・〇六%) 郷原資亮「ヘーグ・ウィスビー・ルール 青木捷浩「米・豪におけるヘーグ・ウィスビー・ル オーストラリア・ニュージーランド海法会お の大多数はすぐにハンブルグ・ルールを採用 後者は、 から、 オーストラリアやニュー いくつかの主要海運国 現段階で新体制に移行

法に準拠した州法 るコモン・ロ 1921 (NSW) : Water Carriage Act 1918 州内の沿岸物品運送については、ニュー・サウス・ウエールズ、タスマニアおよびウエスターン、オーストラリアの各州の場合、 メリカのハーター法をモデルとした一九○四年連邦海上物品運送法に準拠した州の海上運送法 そうした州 ビクトリア、 免責事由も制限的である。 ーの船主責任を強行法的に適用され、 法には、 サウス・オーストラリアおよびノーザンテリトリー Carriage of Goods ヘーグ・ルールの如き運送人責任の時効や責任制限の規定はなく、 クイーンズランド州における、 (Tas): Sea-Carriage of Goods Act 1909 (WA)) があり、 (State) Act 1930) さらに、 そうした責任の契約による排除に対しては刑事制裁をも科される。 が適用され、 船荷証券による州内海上物品運送については、 (北部準州) 運送人の責任は原ヘーグ・ルールの内容で規 の各州にはそうした州内運送を規制する法律は 船舶の堪航性担保義務も絶対的なもの (Sea Carriage of 運送人は物品の引渡に関す 九 二四年連 Act ま 邦

- 5 Mcha p.169. C. C. Nicole, Significant Carriage of Goods by Sea Reform in New Zealand, 26 J. Mar. L. & Com. 443 (1995) Spillane, The Maritime Transport Act 1994, 7 Auckland Univ. Law Review 10 87 (1995).参照 1.Transport Law (1995), P. Myburgh, Maritime Transport and Marine Pollution: Law Reform in New Zealand, (1995) 2h 一九九四年ニュージーランド海上運送法については、P.Myburgh, New Zealand, in International Encyclopaedia of Laws Vol White, Australian Maritime Law (1991 ed) 3. 2, 3. 9, Davies & Dickey, Shipping Law (2d ed. 1995) p.244, note
- 6 1994)て、電子式船荷証券やシーウェイ・ビルについて正面から規定し、将来活用が予測される電子データ交換(EDI)化に備えてい 運送証券に基づく運送人に対する訴権に関し定めた一九〇八年商事法の改正法律であり、イギリスの一九九二年海上物品運送法 1994)、一九九四年改正商事法(Mercantile Law Amend Act 1994)、一九九四年改正資源管理法(Resouce Mamagement Act そして右法案の残余が書き直された上一九九四年海上運送法案(Maritime Transport Bill 1994)として纒め上げられ、議会に上 が成立し、それに基づいて、一九九三年陸上運送法、一九九三年海上運送法および一九九三年改正民間航空法が相次いで成立した。 程された。ここで法案は三つに分割され、最終的に、 (Carriage of Goods by Sea Act 1992) の成立に合せて旧法の一三条を廃止し、 ニュージーランドの運輸省が取り組んだ運送法改革の結果、一九九三年運送法改正法案(Transport Law Reform Bill 1993) の三法が成立し、一九九四年十一月、 女王の裁可を受け施行された。このうち、商事法改正法は、船荷証券またはその他の 運送契約条項を規制する一九九四年海上運送法(Maritime Transport Act 新たに新規定(一三条、一三条A―C)を追入し
- 7 Ministry of Transport, Towards a New Zealand Shipping Policy (Ministry of Transport, Wellington 1983) p.116
- 8 Ministry of Transport, Review of The Shipping and Seamen Act 1952 (Ministry of Transport, Wellington 1992) p.82.
- 9 ト・ローの区別を廃止したこと、回運送人の物品の減失・損傷に対する責任につき、 送に関して一九七九年物品運送法の責任体制が適用される旨が謳われている。本法の特色としては、 運送状やウェイビルが発行され(もちろん伝統的な船荷証券や複合運送証券が発行される場合もある)、これらの証券上には当該運 品運送に対して適用される(ただし、国防省、郵政公社が運送する物品を除く)。ニュージーランドの国内運送の場合には、 制定された法律である。本法は、 一九七九年ニュージーランド物品運送法は、一九六九年に「契約および商事法改革委員会」から提出されたレポートに基づいて 国際運送を除き、ニュージーランド国内の陸上、海上、航空またはそれらを複合したすべての物 過失責任原則を廃止し、 (イ)コモン・ローとプライベイ 故意により滅失・

これについては運輸大臣の勧告により将来随時に総督令(Order in Council)

裁可を得て一九九三年五月六日付で直ちに実施したが、

 \pm

はオーストラリア法のようなトリガー規定がない点に注意)。まず付則一にはヘーグ・ウィスビー・ルールが摂取され、女

同時に、

付則二においてハンブルグ・ルールを摂取し、

に基づいて発効させることができるもの

傷した場合、 clopeadia of Law: Transport Law, op cit., Part II, ch. 7 §3. 償責任額を運送品の各品目 引渡遅延による滅失・損傷および間接損害を除き、 (unit of good) 当り一、五○○ニュージーランドドルに制限することである。 責任を免責されること、 (7物品の滅失・損害に対する運送人の賠 International Ency

一九九三年カナダ水上物品運送法

主

(2)S D 要海運国の多くがヘーグ・ルールかヘーグ・ウィスビー・ルールのどちらかにしがみつき、かたやハンブルグ・ル 議会がハンブルグ・ルールの採否を決定できるものとする)、翌年、正式に「一九九三年水上物品運送法」として成立させた。(10) レが生じていた一九三六年カナダ水上物品運送法の改正を決め、一九九二年六月四日の連邦議会の第一議会において、 ルも発展途上国の支持を集めつつある世界情勢の中で、カナダ政府は、すでに半世紀余を経過して時代のニーズにズ 1993 c.21)を制定し、ヘーグ・ウィスビー・ルールおよび一九七九年SDR改正議定書の法体制に加わった。 クなスタイルの法律であり、この点では一九九一年オーストラリア海上物品運送法と同一である(ただし、カナダ法に 出し(本改正案は、 九九三年五月六日、 九九三年カナダ新水上物品運送法は、二つの異なる付則 R議定書を併せたヘーグ・ウィスビー・ルールを採用した新しい「水上物品運送法案」(Bill C-83 of 1992) カナダにおいて〜ーグ・ウィスビー・ルールが発効してから六年後、運輸省による検討と答中を受け、 カナダは「一九九三年カナダ水上物品運送法」(Carriage of Goods by Water Act 1993; S. (schedule) に二セットの国際条約を収めるというユニー 世 一界の

えが許されているということである。 輸問 本法によってカナダは同国 ナダ法にはオーストラリア法のようにハンブルグ・ ンブルグ・ルールの立法化の勧告声明を含め、 を行ない、 続として、 とする。 (| へーグ・ 題を審議する委員会は、 すなわ 運輸大臣は、 かつその検討の結果を同国の各連邦議会に対して報告すべきものと定めてい ウィスビー・ルール) ち、 同 の法律によって付則 の貿易相手 九九九年一二月三一 運輸大臣の報告書について総合的に検討し、 の適用を廃止して付則二(=ハンブルグ・ルール)を施行すべきかどうかについて検討 国 が新しい それに関して報告しなければならないとされる 日以前、 0 ルールを採用する段階で現行ルールからハンブルグ・ル 適用が廃止されるとするのである。 ルール およびその日以後付則二が実施されるまで五年毎に、 の自動発効という厄介な問題はない。 かつ下院 (House of Commons) そして、この選択を保 る (第四条)。 (第五条)。 そして連邦議会の したがっ ĺ 要するに に対 ルの 証する手 付 切 則 換 運 力

されたのである(ただしカナダはいずれの条約についても未批准)。 六年水上物品運送法はこのルールの内容を採用した国内法である)が廃止され、 グ・ウィスビー 九九三年の新法の成立により、 ルー ル が 実施され、 第一には、 そして第三には、 一九三六年以来カナダにおい 将来の ための潜在的法律としてハンブルグ・ル 第二に、 て効力を有していたヘーグルー 海上運送に関する現行法とし I ルニ ル が 制定 九三

送に 玉 11 内 る運送に対しては適 ところで、 カボタージュ) ない おけるシー し国外 九九三年カナダ新水上物品運送法は、 ウ 0 が船荷証券によりカヴァーされずかつへーグ・ウィスビー・ 他の港 エ イ・ 用 ピ 除外されるが、 ル の船舶による水上物品運送に対して広く適用され(第二条、 (海上運送状) にも従来と同様にルールが適用される。次に、 それ以外は、 船荷証券または類似の権利証券に従って、 カナダ国内の ある地点から他の地 ル ールが適用され 四条)、 点までの船 一九九三年カナダ新法は、 カナダ国 ない カナダのある港 舶 との 内 による物 か 5 約定を包含 0 国 딦 際運 から 運 送

となり、 すなわち、改正前の一九三六年法による運送物品の一包装または一単位当り五○○カナダドルは、六六六・六七SD 法が採用していたヘーグ・ルールの改訂版であるウィスビー・ルールおよびSDR議定書を採用するものであるか すなわち一、三三三カナダドル (一九九四年十一月中旬の換算レート) と、前法の責任限度額と比較し二倍強の増 運送人と荷送人との権利や責任の関係では基本的に変わらず、変更があるといえば、運送人の責任限度額である。 しかも運送品の重量一キロ当り二SDR、すなわち四カナダドルによる第二の責任限度額が新設され

 $\widehat{10}$ Maritime Legislation and Decisions 1991-1992, (1993) LMCLQ 116, Wooder & Southcott, Canadian Maritime Law Update: Goods by Water Act Make a Difference? 24 Canadian Business Law Journal, 404 (1994-95), William Tetley, Canadian 1992-1993, 25 J. Mar. L. & Com., 421 (1994), William Tetley, Canadian Maritime Legislation and Decisions 1993-1994 (1995) LMCLQ 88.参照 一九九三年カナダ水上物品運送法については、Hugh M. Kindred, Goodbye to The Hague Rules:Will the New Carriage of

に対し、同国運輸省より右法の第九編の船主責任制限および第一四編の油濁責任に関する改正法案(Bill C-58)と、水上旅客運送 S. C. 1985 C. S-9)—本法は全一八編九五〇カ条文から成る—の立法改革作業を進めてきたが、「九九六年九月一九日の連邦議会 る一九九二年議定書に適合させる法改正であり、 法の新法案 新法である。これら二法案は、一九九七年の中頃迄には成立が見込まれているという。 正議定書、ならびに一九六八年油濁民事責任条約 なお、カナダは、 (Bill C-59) の二つの改革法案が提出された。前者は、一九七六年海事債権責任制限条約および一九九六年の同条約改 海上物品運送法の改革に引続き、 後者は、 (CLC) 同国最大の海事公社法典である「カナダ海運法」(Canada Shipping Act: R. 一九七四年アテネ条約および一九九○年の同条約改正議定書に基づいた および一九七一年油濁損害補償基金条約(Fund Convention)を改正す

③ 一九九三年中国新海上物品運送法

以下、 国の港間の沿岸物品運送については、 新法に関する判例は極くわずかしかない)。 ルール につき幾分厳格な責任に服する)は、 送契約」 九九二年一一月七日に公布され、 中国 0 `重要な法原則を部分的に採り入れた混成の法律である(⑴) 新 海上物品運送法の特色を概観する(中国には海事事件を公表するシステムがなく、また実際に成立後間もない 条~第一〇六条。 以下、 ヘーグ・ウィスビー・ルールに基礎を置きつつ、運送人の義務に関しハンブルグ・ 固有の民法・経済契約法が適用され、 翌年七月一日から施行された「中華人民共和国海商法」 新海上物品運送法という。 本章は外航船による国際運送にのみ適用される(二条)。 (同国はいずれの国際条約についても批准をしていない)。 内航運送人は外航運送人に比し運送品の滅失・損傷 の第四章 「海上物 品 中 運

H 由の発生について立証すべきものと解される。それを前提に、荷主側から損害が運送人の故意 はすべて運送人が負担すべきものと明定する(五一条2)項。 ブルグ・ルールの規定 Civil Commotions)が落とされているし、またヘーグ・ルールが沈黙する免責事由と立証責任について、 続する(五一条)。もっとも、 ビー・ 回 れば運送人は免責される)。 まず、 条⑵項参照)に由来する一二の免責のカタログが列挙され、そこにはいわゆる航海上の過失免責および火災免責が存 ルールと同一である。 運送品の減失・ (五条一項・四項参照)と同様、 損傷に関する運送人責任の原則につい 中国海上物品運送法には、ヘーグ・ルールの四条二項邸号の「暴動および内乱」(Riots and すなわち、 同法には、 運送人責任の抗弁事由として、 そうした免責の抗弁に関する立証責任につき、 証明すべき内容については明確とされないが、 ては、 中国新海上物品運送法は概してヘーグ・ウィ ヘーグ・ルールの一七の免責 過失を原因とする点の 火災の事 運送人は免責事 中国法は 証明が 由以外 事 由 ス

ル と同様、 また、 運送人の滅失または損傷に対する運送人の 一包装当り六六六・六七計算単位または物品の重量一キロ当り二計算単位 ノペ " ケジリ ミティ ショ ンに関 しても、 0) しょ ずれか高い方の金額とする シ ウ 1 ス ピ

ウィスビー・ルールの表現が採用される(五九条)。

七条)。そしてまた、そうした運送人およびその代理人・使用人の責任制限の特権を剝奪する事由についてもヘーグ・ (五六条⑴項)。このリミティションルールは、 運送品に物理的損害と遅延損害が併発した場合にも同様に適用され える(五

of carrier)ないし運送人の概念であり、 かし、一方では、ハンブ 約の適用対象外とされ、運送人は自由に特約ができるとされる。まず、 せないわけでもない)、また甲板積貨物については、甲板積である旨が明記され、かつ実際に甲板積で運送される限り条 つき規定する (六〇条~六三条)。 より委託を受けて物品運送の全部または一部の運送に従事する者および再委託を受けた者) を含むべく規定するとともに ルには、実際運送人について規定がなく、 一条②号)、本法第四章の(契約)運送人の責任に関する規定は実際運送人についても適用されることなど両者の関係に ンブルグ・ルール(一条一、二号)に倣い、契約運送人(荷送人と運送契約を締結する者) このように、 中国新海上物品運送法は、 ルグ・ルールの法原則もいくつか採用している。主なるものとしては、運送人の本人性(identity 運送品の引渡遅延であり、 遅延責任に関しても明文規定を欠き(ただし、三条二項を根拠に解釈上導き出 運送人の責任原則につきヘーグ・ウィスビー・ルールを基礎とするが、し 甲板積貨物に関するルールである。 運送人概念につき、 のほか、 中国新海上物品 実際運送人 ヘーグ・ルー 運送法 (運送人

○条⑴~⑷項)。運送品の引渡期日につき明示の約定がない場合には、運送人はたとえ運送につき過失があろうとも引渡 引渡期日につき明定する条項はない)に運送品の引渡ができなかった場合に、運送人は、 ねばならないとされ、また遅延が引渡期日後六○日を超えた場合には運送品の滅失と見做すことができると定める(五 的 引渡遅延につき、 損害 (=運送品の滅失または損傷) 中国新海上物品運送法は、 および純粋な経済的損害 明確に約定された期日または期間内 (=市場喪失、 利益喪失) 過失により生じた引渡遅延に (実際上、 に対して賠償責任を負わ 一般にB ノLには ょ

有しない場合における運送人責任に関して、 当化される場合につい であるが、 板積 条件 比較 して が 慮して注意深い運送人に要求するのが相当である期間内に引渡さねばならない場合も引渡遅延であるとして責任を課す。 七条を根拠とするが、 る点 生ずる運送 で運送する権 できず、 板 項参照)、 て明 に関 [延につき責任を負わない。 とされた場合、 積 および責任につき、 して運送人の (故に、 (五七条)、 0) 示 運送につい 0) ただ中 その義務違反により生じた甲板積貨物の 51 ンブル 約束が 損害、 口口 渡遅延 利を有する場合には 0) 滅失、 国海 引渡 グ・ ない ンブルグ・ 運送人側 もしくは貨物が法令、 ても適用対象に含め(四二条(5項参照)、 による経済的損害に対する運送人の賠償限度額を延着した物品につき支払われる実際の運送賃と ては 直航義務を定めた四九条一 遅延 商 場合には運送人に責任を課さない ル 法 損傷に対して損害賠償責任を負わないとする。 運送人は、 1 責任 の過失の存在などの立証責任は一 0 ル 規定は完全に国際条約と同一 中国法とハ ル が が軽 ルル ンブルグ・ 採る運送 荷送人が契約上貨物の甲板積について合意する場合、 減されてい のような運送賃の二・ (甲板積の合意、 ンブルグ 人の 行政法規上甲 ル ハンブルグ・ 1 過失推定責任 る。 ル 項からも構成できると思われる。 第五条の考え方を採用したものだが、 滅失・ なお、 ル 慣行、 1 板積にされる場合を除き、 ルで変るところは 点(ハンブルグ・ ル 般原則により荷主の負担とされる)や、 というわけではない。 損傷に対して損害賠償責任を負わ 中国海 法令のいずれか)、 さらに同法第五三条において、 五倍という数字を出さない点など、 ール (五条 の場合は、 商法上、 項、 共通了 ル ンブル な 運送の遅延責任は直接には五〇条および五 1 甲 運送人はその種 43 ル ,解参照) 板積 は、 が、 すなわち、 グ 貨物が このような場合にも、 第三に、 運 物品を甲 送人が ル を単 1 中 被る 甲板 または貨物 ル 玉 純な過失責任 中国新海上物品運送法は、 運送人 板積により 甲 の運送の特殊な危 0 ねばならない。 海 第九条に 積貨物 板 運送品 ハンブルグ・ 商法は、 切 積 の損害つまり が甲 で運 が 0) 0) 周 送 基 板 運送すること 取引慣習 運送に関 引渡 運 囲 す 積 づ 送の 修 0 る また甲 しょ 運 ル 期 事情を考 IF. 険によ 送を正 た規定 遅延 1 して H する iv 12 \mathcal{H} 板 甲

K

条

つ

または 旨を明らかにしている 責任 る場合に、 用することができないと規定する(九条二項参照) (九条三項)、 がないとする規定 逆に、 運送人責任 損 引 旨を船荷証券または運送契約に記載すべきとし、 傷に対する運送人責任を規定するのみで、 渡 遅 ハンブルグ・ 甲板 延 運送人に故意または認識ある過失がなけ 損 0 積運送に関連した「特殊な危険」 範囲 割に が、 (五三条2)項) に関 对 ルール (ヘーグ・ウィスビー 中国 運送人が責任を負うとしてい 海商法五三 ンブル はハンブルグ・ グ 条にはそうした規定がない。 ル 1 のに対し (special risks) 引渡遅延 ル ルールに相当する規定がない。 ルー 0 ればパッケジリミティ 場 L その記載 ルも同様) 合 るのに対 0 「第六条および第八条の 中 責任を含めていな 国海商法にはまったくそうした記載を求める規定 により貨物に がな は、 L (九条三項)、 貨物が また、 い場合にはそうした合意を第三者に対 ショ 甲 加えられ 甲板積で運送される」 板 13 Ħ1 積 ン II 0 規定に従 か、 国 運送につ 利益を採用することができる 海 た滅失・ 商 か かる不当な甲 法 き当事 は、 13 損傷につき運送人に 決定され 甲 板積 (being carried この合意 る 貨 板 物 と定 運 送 から 滅

詰 四六条(1)項)、 か ところで、 渡され なり 運送品については、 つまり ンテナ運送品を区別し、 あ ヘーグ・ た日 中国 倉庫 例えば、 0) 様に、 ウィ 32 から倉庫までの運送人が運送品を管理下におく全期間が、 新海上物品運送法には、 H スビー か 引渡時 ハンブルグ・ 運送人の責任期間については、 ら連 続 に外 コンテナ詰貨物の場合は、 ルールと同 \mathcal{H} 部 H から損傷が分明でない運送品 以内 ルールを修正した船積港にて運送品を受取っ ヘーグ・ になさねばならないとするが、 じ物品が船積された時より ウィ スビー・ コンテナ運送と非コンテナ運送とに区別し、 ハンブルグ・ ルールとハンブルグ・ の滅 船 失・ ルー 舶から荷揚されるまで 非 損傷の通知に関しても、 後者のコンテナ詰 ル \supset ン 0 規定 テナ貨物についてはそれを七 た時 (一九条二項 から荷揚港でそれ ル 1 ル を混 にされない 0 期 (参照) 間 合 が定 ンテナ た特異 者 に 運送品 を引 倣 コンテナ 介な規定 渡すま 日

が倉庫その他適当な場所に卸すことができ、その費用・危険は荷受人が負担するとも定める(八六条)。 よる 両 以内に損傷の通知がないと一応異常なく引渡がなされたものと推定されるとする)。また、中国法が極めて とする(八一条、ハンブルグ・ルールは一律一五日以内とするし、ヘーグ・ウィスビー・ルール三条六項は運送品 規定は微小に相異する。 「経済的損失」に関する通知義務を定めているのも (八二条)、ハンブルグ・ルール (一九条五項) に基づくものの さらに中国新海上物品運送法は、陸揚港において運送品を受取る者がいない場合には船長 明確に引 の引 渡 渡後三日 遅 延に

0) 0) 相 IJ 違点もあり、 か、 船荷証券 券に関する規定(七一条~八〇条)も、 部はハンブルグ・ルールに基づいた規定もある。 一般的にヘーグ・ウィスビー・ルールと基礎を共通するも

 $\widehat{11}$ と海商法 p.204, The Second International Conferrence on Maritime Law in Chine, Conference Proceedings (Aug. 1996, Dalian). (一九九三年六月) 陳薇薇 九九三年中国新海上物品運送法については、L. Li, The Maritime Code of The People's Republic of China, (1993) LMCLQ, 「中国海商法の概要及び日本法との比較」 海事法研究会誌一三一号 五三頁以下参照 (一九九六年四月)一頁以下、宋迪煌=相原隆「中国海商法の概要」海事法研究会誌一一四号 海事法研究会誌一一七号(一九九三年一二月)三九頁以下、呉飛岸「中国海運

現代中国法全集『企業法・税法編』(一九九五年) 六七頁以下、 九三年八月) 三一頁以下、 新中国海商法の全条文邦語訳については、 一一六号 (一九九三年一〇月) 四一頁以下、 中村真澄=夏雨 がある。 「中華人民共和国海商法(1~3)」 一一七号 (一九九三年一二月) 二八頁以下、 海事法研究会誌 宮坂宏編訳 五号

 $\widehat{12}$ 所、 成 であるデザイン会社が、ドイツ国内の Feng hin 中国レストランの室内装飾プロジェクトを完成できず、またこのプロジェクトの完 に向けコンテナ詰で輸送された室内装飾品が、 新法第五○条の引渡遅延による経済的損害については、早くも広州海事裁判所 が遅滞したため、 大連海事裁判所など五大海事裁判所の一つ) 別の 「北京」レストランの室内装飾プロジェクトに着手できなかったとして、運送人に対し、 当事者により合意された引渡期日二〇日を経過しても到着しなかったため、 が、荷受人の経済的損害を認定する判決を下している。 (中国の九つの海事裁判所のうち、 本件は、 中国からドイツ 北京海事裁判 一プロジェク

トにつき一万九千マルク、第二プロジェクトにつき一万マルク、 Practical Issues, ICML-11 '96 (Session 3-7) クトに関する損害を容認した。YU Genrong & CHEN Sharon, The Recent Developments in Chinese Maritime Law-Some 運送人の引渡遅延の間には因果関係がなく、運送人はそうした損害を予見することができない、 て明確に約定していたから第一プロジェクトについては予見すべきである。 右に対し運送人は、 荷受人の被った損害は「予見できない」損害であると抗弁した。 および第三者の損害として九千マルクの損害賠償を求めて提訴 (2)第二プロジェクトおよび第三者につき被った損害と 裁判所は、 と判決し、荷受人に第一プロジェ (1)運送人は、

- $\widehat{14}$ $\widehat{13}$ くて民法の一般原則の適用となれば、貨物の損害につき責任制限がなく、消滅時効は二年であるなど、運送人の引渡遅延責任は重 も中国新海商法にもそうした場合の補償について規定がないので、一般法である民法の法原則が適用されるべきことをあげる。 的期間内に運送品を引渡すべき契約上の義務を負っていること。向不合理に遅滞した引渡は契約の基本的違反に当ること。(イトルベイ に 係者は民法の一般原則により補償を請求できるとする考え方がある(判例はない)。この学説は、 この点に関連して、中国の学説上、運送品が不合理な(unreasonably) この点、中国海商法五三条につきいかに解釈すべきか問題になる。 YU & CHEN, op, cit., (Session 3-7). 現在の学説によれば、 引渡遅延により損害を受けた場合、 甲板積貨物の引渡遅延に対して運送人 その理由として、州運送人は合理 荷受人等積荷利害関 か
- 甲板積貨物の引渡遅延責任を負うことになる(なお、この場合に、 Goods on Deck,-The Application of Art.53 of Maritime Code of PRCICML II' 96, op.cit., (Session 3, p.2) 船荷証券への甲板積運送である旨の記載については、 が責任を負うべきかについては、第五○条の規定に従い、当事者が運送契約上引渡期日に関して明示の規定をしていれば運送人は ためにもできるだけ船荷証券に記載するよう努めるべきとしている。 明文がなくとも、 運送人は第五一条の免責事由を援用できる)と解釈され、 Han Lixin, The Liability of the Carrier for Carriage of 運送人は自己を護るためにもまた第三者の利益を保護する

(4) 一九九三年改正韓国海上物品運送法

、七九年SDR議定書と併せへーグ・ウィスビー 九三年一月一日より施行された改正韓国商法第五編 ル ールの法原則を採用する。 海商 の第四章 「運送」 本改正は、 第一 節 海上物 九六二年に同国商法 品運送法 は、

額

による方式の責任

制限

が設定されていたとい

われる)。

が てい 発展と世界経済および 成立して以来初 そこで同国 め ての 司 海事に関する技術的 法改正であり、 法省は、 一九八九年一○月以降、 ここ三〇年間におけ 政治的状況の大きな変化が、 商法典 る韓国 0 海 0 商編 国 内経済、 0 同国 改正に取り組んできた結果、 海 国際貿易および 商法の後進性 海運 非 国際性 産 業の 遂に一 を際立 目 覚 九 えまし 九 た

九〇年代における海上物品運送法の再統一化の動向(一) りの 禁止 る滅失・ と合せヘーグ・ウィスビー ○○SDRで責任制限されるとし、 従 かし 年 改正前 ースとする責任 V. 責任 わずに五〇〇SDRとし、 規定 わ 一二月に改正法案を国会提出成立させたのである。 Ø E 損 最初の改正草案では、 るコンテナ条項 制 際条約からはわず の一九六二年旧 ÎH 傷 限 法七九条) 制度の規定はなく、 引渡遅延 制限システムを採用せず、パッケジリミテットについてもSDR議定書の金額(六六六・ に違反し無効であるとの姿勢を崩さなかっ 海上物品運送法は、 0 (四条五項c) 損害が かの重要規定を採用したにとどまり、 ル ウィスビー・ また、 ールを採用し(ただし韓国はこれら国際条約の批准国ではない)、 彼自身の故意や認識 韓国最高裁判所も船荷証券中に挿入されたパッケジリミティショ またその 参照) 運送品の引渡遅延による損害に関 ルールと同様に当該貨物の運送賃の二・五倍 を新設する 主に一九二四年へーグ・ルー 「梱包または船積単 ある過失によるのでなければ、 (七八九条の二)。 位 た。 例えば、 の用語に関して、 改正韓国 して運送人の しかし一方で、 ノペ ル " を基礎とするが 海商法は、 ケジリミティションすなわ の金額と総運送賃の 責任 改正韓国 梱包または 制限を認めてい ーグ・ 上述のようにSD 運送人は、 (ただし、 ウィ 法は、 ン条項 船積単 スビー いず 同玉 貨物 運送品に関 ない 六七SDR ち は免責約款 n は R 議 0 位 か低い 未批 (七四六 重 当り五 ル 梱 定書 包当 量 1 准

を

ル

金

-}

89 項 É 0) 免責 改正 0 韓国 力 タロ 海 商法は、 グを挙げるが、 ヘーグ そこにはい ウィスビー・ わゆる ル 航海 1 ル に倣 上の過失免責および火災免責は除外されており(七八七条 運送人がその 事実を示 して免責を主

定されると規定する(八〇〇―二条)。

なく、 傷に関する通知については、ヘーグ・ルール (三条六項)に従い、 できると定め(七八九―三条②項)、また、運送人と傭船者または貨物の利害関係者間の請求につき除斥期間を一 対して提起された場合には彼らも自身に故意または認識ある過失なき限り運送人と同様の責任制限や抗弁事 を明定し(七八九―三条⑴項)、 七八九条参照)、ヘーグ・ルール体制でもハンブルグ体制でもない特異なスタイルを採る。 以 上の かつ一年の合意延長を認めるなど、ウィスビー・ル 分からない場合には三日以内になすべしとし、そうした通知がなけ ほか、 改正 韓国 一海商法は、 また、 Vi 船主の責任に関する規定が不法行為を基礎とする訴権についても適用されること わゆるヒマラヤ条項つまり貨物損害に関する請求が運送人の使用人、代理人に ールの修正原則を採用する。 貨物の受渡の際に外部から損傷が分かる場合は れば滅失・ 荷受人による運送品の 損傷がなく引渡されたもの 滅失 由を援用 年と定 遅滞 と推

損

主が不明な場合なども含む)に、運送人は、 題について立法解決を図るべく、 た時をもって最初の船荷証券所持人または荷受人に対する引渡があったものと看做すとも定める(八〇三条)。 が不明な場合には荷送人および荷受人の双方に対し)引渡の通知をなす必要があるとし、 定するとともに、そうした場合に、運送人は、 と引渡でなく保税倉庫その他官民の倉庫にて保管をする慣行が運送品の引渡 また、 これも従来韓国法においてその有効性をめぐって解釈上議論 改正海商法は、 税関その他の行政官庁によって許可された場所で貨物を引渡しうる旨を明 貨物を引渡した後、 荷受人が貨物を受取らない場合(そのほか、受取を拒否する場合、 荷受人に対し(荷受人が受取を拒否する場合や荷受人 のあっ た、 (delivery of cargo) 運送人が荷揚げ またそのように貨物が引渡され となるかどうか した貨物を船荷 受荷 0) 証 問 券

(15)一九九三年の韓国海商法改正については、 Rok Sang Yu and Jongkwan Peek, The revised maritime section of the Korean

号四〇頁以下。 改 重 海事法研究会誌 これらの文献には、 (1993)一一五号 (一九九三年八月) LMCLQ 403, 7 P & I International 12 海上物品運送法の改正と同時に行なわれた船主責任制限法の改正についても紹介がある。 一八頁以下、 不破清治「韓国海商法の改正につい (Dec. 1993), Bae, Kim & Lee, ָיד 法律事務所 海運 九 九四年 韓国 九月 海 商

⑤ 一九九四年スカンジナビィア海上物品運送法

送、 法規定に関する限りほぼ完全に一致している。(16) たな動きを受け、 欧) 海法典」と呼ばれる百年の歴史を誇る統一海法典が存在し、これを基に作成された北欧諸国家の国内海法典は、 を協力的に 海 スビー ンジナビィア法律委員会」によって作成された改正法案を各々議会承認し、 て新スカンジナビィア統 商 すなわち「個品運送」の部分に関していえば、一九三六年および一九七三年に、 企 ル ウェイ、 業活動においても相互に緊密な関係にあることから、 ルールを採り入れ、 進めてきた。 スエーデン、デンマークおよびフィンランド 統一海法典の徹底的な再編・ その結果、 国際化・近代化が図られてきたが、 海法典を公布、 この北欧四ヵ国については、「スカンジナビィア海法典」または「ノルディック(北 直ちに施行した。 改革の必要を認めた北欧諸国は、 スカンジナビィア海法典は、 往時より 0 北欧四カ国 さらにその後、 海事法の統一について合意があり、 (アイスランドは除く)は、 九 般雑貨=個 九四 立法化作業の任 ハンブルグ・ それぞれヘーグ・ルール、 年一〇月 品 (general cargo) ル Ц 1 務を託され ル 地 の成立という新 北 理的に隣接し、 欧四 立法化作業 た の海上 カ 国 「スカ ウィ は 運 私 揃

運送することを約する契約 (contract of affreightment:COA)—一般に、 九 九四年スカンジナビィア統 が追加 および海上旅客運送契約に関する責任限度額 海 法典 は 運送に使用される船舶を特定せず一 個品運送、 傭 船契約 航 海 の引上げ改訂と、 傭船 定量の 定期 傭船 貨 物を一 O) II 運送契約法 か、 定期間に 新 規に 0) ħ 範囲 たっ わ ΚÞ 7

る)。

を採り入れた改正がなされている)。 ジナビィア海法典は、 か なり根本的・実質的な法改正を行なったが、 すべて一八九一年以来の古い法典をそのまま焼直すだけにとどめた(なお、 一九八九年の海難救助条約および一九九二年改正議定書により修正された一九六九年油濁民事責任条約 それ以外の船舶や海運業に関する大部分の規定は今回の改正 一九九四年の法改正以後も、 0) 対象外 スカン

させた法律であって、 ているわけでも、 ており、 任限度額および一 エーデン、フィンランドの海法典の形式。 スチックでユニークな内容の立法である(ただし、スカンジナビィア諸国は、 条文をおき、全体の内容としては、 九九四年の新法典は、 その意味で、 ハンブルグ・ルールを批准しているわけでもなく・責任体制は依然へーグ・ウィスビー 年の出訴期限 新スカンジナビィア海法典はハンブルグ 特に、貨物損害に関する運送人の賠償責任原則に関しては、 第四編 (三六八条=一九章一条⑤)といった点を除き、 「運送契約」の第一三章を「個品運送契約」と表題し、 ヘーグ・ウィスビー・ ノルウェイ、 デンマーク形式では単に通し番号。 ルールとハンブルグ・ルールの両システムを混合し両 ル ールの部分的実施を図っ ヘーグ・ウィスビー・ すべてハンブルグ・ルー 航海上の過失免責、 第二五 第一条から第六一条まで(ス 一条乃至三一一条)、全六一 た世界に類 ルー ル ル 1 の廃棄を通告し 例の 火災免責 ルを基礎とし ルを基本とす ない ・ドラ 責 立.

証券· 以下、 海上運送状、 この新スカンジナビィア統 裁判管轄· 仲裁について重要なポイントを指摘してみる。(18) 海法典 (以下、 新法という)につい て、 適 問用範囲、 運送人の責任を中心 船荷

ピー 1 で物品を受取ってから荷揚港でそれを引渡すまで」の原則を採用した(二五二条)。 ル 適 用 1 ルの 範囲 43 わゆる tackle to tackle の原則を廃棄し、 新法の適用範囲としては、 まず、 運送人の責任期間につい ンブルグ・ルールの port to port の て、 新海法典は、 原則 ーグ およびウ すなわち「船 1 ス

(質的

な改正ではない

注意義 すでに改正 責任期間 以後も運送品を合理的な方法で蔵置しかつ荷主により引取られるまで相当の注意を払うべき旨を判決してい 特 なわ ても、 約によ 務 が 0 ち、 存在 運送品 ターミナル区間まで拡大されかつ強行法化されたわけであるが、 前 れどもそうした保管期 0 新 が確認されてい 旧法規定 (一六八条) 法 から ょ 彼の保管の下にあるかぎり責任 れ ば、 運 たほ 送 間 人 の解釈として、 か、 中 は 運 0 送 特に荷揚以後につい 物品に対する責任を排除することは許されない 航 海 中 はもとよりそれに 船積前および荷揚後の があり (二七四条)、 ては、 判例 前 後 L が強行法的 する船積港または 顶 かも運送人は、 期間における運送人の ただこうした運送人責任 責任期間を拡張 (二五四条)。 運送契約または運 荷 揚港 0 運送 ター 0 つまり運送人の 物品 適 運送人は 用 に対 拡大は たから 送 ル 証 X 荷揚 する 券上 間 に

が それぞれ 続 傭 品運送に 次に、 て発行されたものであるとそれ以外の この種のピアーBには してい 船契 新法 約には適用されない。 别 くつかの航海を行なうい 適 個 用される は 0) 航 船荷証券が発行されているか否かを問 海として、 (三五二条)。 「傭船契約」 もっ 個品運送に関する本章の規定が適用されることになる とも、 わ の章でも規律される。 ただし別途 Ø 貨物につき発行されたものであるとを問 る連続航海傭船契約 傭船契約に基づいて発行される船荷証券については、 (三二一条以下、 わず、 三二五条二 (consecutive voyage charter : CVS) 北欧 第一 諸国 四 四章五条)。 章 の港へのまたは北 傭船契約」) また、 わず本章 に規定される全部 (二五三条) 法典には収まらない 欧諸国 から 適用され それ につい 節 0 港 参照 る(二五三条。 が か 7 傭 6 般雑貨 は 船 0 すべ 定期 各 7 航 に 間 な 海 0 0

か ら 間 次に、 オ スロ) 運 送 新 法 である (二五二条)。 例 が 強 制 ルウェ 的 12 適用 イのベ される海上運送は、 また、 ルゲンからオスロ) 北欧諸国以外の国を相手とする まず、 および北欧四 北 欧 諸国 カ 0) E 各国 0 間 E 0) の海 間 内水カボター 0 上運送 貿易運送の 例 ージュ、 場面では、 ス I ーデンのイエーテ つ まり 合意され 同 玉 内 た船 に ボ あ 積 る 1

任原則を適用する。

この点は後述する。

港が のすべてに及ぶということである。 を適用する旨が宣言される運送、 港の ウ ヘーグ・ 1 名が スビー ウィ あ ŋ́, 体制国で発行されている運送、 スビー体制国である国との間 かつそれらの・ について新法の適用 つが 実際の意 運送証券に挿入される至上約款でヘーグ・ウィスビー体制 荷揚港でしかも北欧四 の運送、 が認められる。 合意された荷揚港が北欧四ヵ国内である運送、 カ国にある運 つまり、 新法の 送、 適 用範囲 船荷証券など運送 は 般雑貨 契約 0 0 TE. に複 貿 国 券 O) が 法律 数 0

また、 新法は、 甲 板積貨物および生 動 物 0 運 送につい ても適用 範囲に入れ、 ハ ンブル グ ルー ル に従 つ た厳 格 な責

関する滅失・損傷につき、 (a) ラクチャリングは形式上かなりに及ぶといえる。 一八〇条、二八一条、二八二条、二八三条)、それ以外はハンブルグ・ 為責任との関係、 2 (b) 運送人の責任 があったい わゆ 出訴 る航海上の過失および火災という伝統的な免責の抗弁、 運送品 期限等に関してはヘーグ・ウィスビー・ 彼自身の過失ないし怠慢または運送人が責任を負うべき者の過失・怠慢が損害の 0) 損害に対する運送人の賠償責任 しかし、 新法が、 ルール 原 ルールの責任原則を採用するから、 運送人は船舶上または陸上にて管理する運 則 iz つい の責任原則に基づい て、 責任限度額、 新法は、 旧 ているが 責任 法典に規定(一一八条) 制 限 旧法典 (三七六条 権 の喪失、 原 Ø) 送品に 因 リスト でな 節 一文

を採用する点では旧法 ならびに発航後の全航 八条三文に明文が る過失推定主義 (-損失について運送人の過失が推定される責任原理。または立証責任が運送人に転換された過失責任主義 あ (一一八条一文)と変わらないし、 海期間 た船舶 の堪 を通じ相当の注意を尽くす義務を負うことになるし、 航能. 力を担 保する責任はこの責任原則規定に吸収されるから、 その他の点でも大きな実質的変更はない。 堪航能力の内容としては もっ 運送人は航 とも、 海 旧 開 法 わ 始

くまたは損害に関係がないことを証明できなければ責任を免れないと定めて(二七五条一文)、運送人責任の原

理

が

13

わ

る堪貨能力(cargo-worthiness)も含まれることになる。

との の航 緯があり、 (c) 容易に相手に転換することができるから、 スビー ば責任を免れないとする。 人 イツなど西欧の主要貿易国との国際協調を慮ってのこととされ の管理下にある物品 1 海過失と火災の場合は過失責任の免除であり、 (9)を廃止し、 理 解による。 ルールを導入した法改正の折、 新法は、 今回の廃止に当っても、 航海過失と火災の伝統的 ヘーグ・ルールに基づい 代って、 の滅失・損傷または引渡遅延に関し、 ノヽ この免責カタログ ンブルグ・ カタログにある免責事由はすべて過失とは無関係な事由であり(この点で、 北欧諸国は免責カタログ(①~四)を撤廃するか否かをめぐり議論を重ね ル 免責事 免責カタログを廃止したところで特に従来の法を実質的 た海 ール (航海過失・火災を除く) の運送人責任の定理に従い、 O) 独自の意味をもつ)、運送人としては証明責任の法則により推定過失を 由には手を付けずそのまま存置された(二七六条) 固有危険・ 自己または自身の履行補助者の無過失を証明できなけれ 天災・戦争など一四項目 る。 の廃止に関しては、 運送人は、 0) 免責の 自己またはその使用 かつて一九七〇年代にウィ カタロ に変更しはしな 0) グ(旧 は、 イギリス 法 人 一一八条 (a) 代 た経 (b) 理

法典 n 双方に過失がありそれらが損害に寄与したる場合には荷主の た場合に、 人は た)、人命救助のため を証 ま 責任 た、 明 責 八 を負 新法典は 運送人は自己の過失に基因する損害の部分にのみ責任があると定める(二七五条三節)。 条の第四 任 b 0) ない 法則 節 ものとし(二七五条第二文)、 の措置または船舶その に ンブ K 取り替えたのである。 ル グ・ ĺ グ ル ウ 1 1 ル と同様、 スビ 他の 新法によれば、 財 また、 産救助 離路 ル 1 運送品 ルに (deviation) 0) は ための合理的な措置に基因する運送品 損害賠償額が減額されると規定されており、 該当する規定のない に生じた損害につき運送人の過失と他 運送人によって損害発生に寄与した原 に対して言及せず 寄与過失につい (もともと旧 て、 法典にも明文が 後者につい 0 損害に対して運送 O) 因 運送人と荷 原因 (contributing 新法は、 とが ては、 競 な 主 か IH

0)

規定はない。

らないことになるから、 が証明されれば、 また寄与原因 新法は実際上荷主に厳しい責任を負わせることになる。 荷主側において、 が競合する場合にも運送人が自己側の無過失を証明する範囲で荷主側は損害を負担 損害のどの範囲が運送人の (推定) 過失によるものであるかを証明せ せ ta ね ばな ばな

また引 ピー 取 IE 定しており (良好状態で到着したにも拘らず遅延のため市場価格が下落)についても物理的損害に適用される一 前 3 0) ンの ほ 運送人に対し賠償を請求できると定め、 渡のなされるべき期日から六○日を越えても引渡されない遅延について物品の所有者等は物理的 ただ新法には 旧 ルールには遅延責任に関し明文規定はないが(ただし、 か、 ス 原則 カンジナビィア海法典は、 (旧一一八条)、 新法は、 (旧一二〇条)を適用してきた。 物品 引渡遅延に対する運送人の責任限度額を運送賃の二・五倍の額で設定するハンブルグ・ルー 一部滅失・損傷を伴った遅延による損害はもとより物理的損害を伴わない 0 引渡遅延に対しても運送人の強行法的責任を拡大適用する 運送品の滅失・損傷とならべて引渡遅延についても運送人の過失推定責任を規 新法は、 旧法上必ずしも明らかでなかった点を明確にして運送人責任を厳格に ハンブルグ・ルールの規定に従い、 第三条二項が広い意味でそれを含むとする解釈はある)、 (二七八条)。 引渡遅延の 般的 なパ 純 ヘーグ・ 17 概念を定め、 粋な遅延損害 な滅失として ケジリミテ ウィ ス

滅失・ ことである。また、 物については、 損害に対し責任を排除することはできず、 上述のように、 運送人が生動物の運送に際し荷送人の指示を遵守したことを証明できれば恐らく責任を免れうるという 損害が 運送人は、 生動物の 新法は甲 ①荷送人の同意ある場合、 海上運送に固有な特殊の危険に基因する場合には運送人は責任を免除される(二七七 板積貨物および 生動物につい 般の貨物に対すると同様の責任を負わねばならない。 ②法令により要求される場合、 ても適用されるから、 もはや運送人はそうした貨物の ③特定の貿易取引の慣習に ただし、

は、故意または損害発生を認識した無謀な行為がないことを条件にパッケジリミティションの権利を有する)、また、荷送人と (三八四条)。 の艙内積 とした場合には甲板積運送が専らの原因となり生じた貨物の損害に対して責任を負うべきものとされ(ただし運送人 よる場合に限り、 0 明 示の約定に違反して運送人が貨物を甲板積で運送した場合には責任制限の権利を喪失することになる 貨物を甲板積とすることが許されるが(二六三条)、これらの特定事情がなく運送人が貨物を甲板

八七条)。 わゆる下請運送人、実行運送人)に委託した場合における契約運送人と下請運送人の責任について規定する(二八五条~二 一三条が新法と基本的に同一内容を規定していた。 次に、 新法は、 ヘーグ・ 荷送人との間で海上の ルールには明示規定がないものだが、 個 品運送契約を締結した運送人(いわゆる契約運送人)が運送を他の運送人(い スカンジナビィア旧海法典には、相次運送について定めた一

条)。とともに、そうした通告義務違反の結果生じる費用・損害について荷送人は厳格な塡補責任を負うべきものとし 旨を示す記号のラベル等を付し、また引渡に当り危険性と安全策について通告する義務を負うことを明定する(二五七 害が当該運送区間で発生した出来事を原因とすることを運送人が立証できたときに限られる(二八五条)。また、 運送人も、 されるのは、 あっても、 新法によれば、 法は、 契約運送人と実行運送人の両者に責任がある場合は、 責任規定の最後として、 自らが実際に履行した運送の部分につき運送人 (=契約運送人) と同一の法則で責任を負うべきとされ (二 まるで彼が当該運送を履行したかのように責任があり、 運送のある部分を特定の下請運送人が履行することが明白に合意されている場合で、 運送人(=契約運送人) は、たとえ運送の全部の履行を別の運送人 (=下請運送人) に委託した場合で 危険品 (旧法典と同じくそれが何かは明らかにしない)につき、 責任制限額の枠内で、 運送人が唯一下請運送人の行為につき責任を免除 連帯責任とされる(二八七条)。 荷送人が危険である 運送品の滅失・損 下請

場合でも荷送人に何らの補償をすることなく危険品を陸揚・破壊・無害化することができると定める り(旧九七条、 海法典上も、 (荷送人の責任は (が貨物の危険性を知りえなかったため船舶上に持込まれた危険品に基因する損害に対する荷送人・ 危険品につき荷送人はマークを付したり損害防止に必要な情報を提供すべき義務を負うものとされてお 一一九条)、 般的には過失責任である。 運送人は危険品であることを知れ 二九〇条)、 またこのような場合に運送人は危険物であることを知ってい ば船積を拒否できるとされていたが、ただ旧法では、 傭船者 (三九一条)。 この責任 運送 る 1日

性質は過失責任であった。 留保 つい 証 定義がある(二五一、二九二、二九三、三〇八条)。 記 性を保証 ンブルグ・ルール一七条に従い、 (back letter) 3 券に記述された運送品に関する情報 て詳細な規定をおく(二九二条―三〇九条)。 しとする 長による船荷証券の署名は運送人に代って署名されたものと看做す旨を明記したこと(二九五条)、 0) O) 記載要求についてはスカンジナビィア旧海法典一五二条、 船 て運送人に対し補償を約束した場合で、 正 確性を疑うに足る理由があるかまたは正確性を確認する適当な方法がないならば、 荷証券・ すべき旨を規定するが(三〇一条一節)、 は効力を失い、 (二九八条)。いずれもハンブルグ・ルールの規定 海上運送状 保証も効力がなくなるとする (三〇一条二文)。 荷送人が、 新法は、 (種類、 運送証券の一 船荷証券に記載するために運送人に提供した運送品 数量、 運送証券 船荷証券の正当所持人を欺く意図をもってなされたときは、 新法は、この保証の例外として、もし荷送人が不正 新法の注目すべき点だけをいくつかあげれば、 状態など) 券、 部としての船荷証券および海上運送状 船荷証券、 の正確性について検査義務を負うとともに、 (一四条二項、一六条一項) 一六一条が同趣旨を規定していた。 通し船荷証券、 海上運送状についてはそれぞれ に従ったもの その旨を船荷証 (シーウェイ・ビル) 物品を運送する船 0) 明 確 な記載や 細 また新法は、 運送人は船 だ に関 が、 そうした 一券に記 する正 後者 補 に 荷 状 0 確

物 取りたる物 受人以外の者に対して物 運送人が証券に記載された荷受人に物品の引渡を約束する証券であるとし、 明文 行されているとされるが、 現 딞 またはその 在 以 へをお の受取を証 Ŀ. 0) 船 海 品 てい 荷証 や 代理人が署名すべきものと証券の様式を定めるほか、 北 明する証 荷送人、 る。 券の 大西 まず、 洋の ほ か、 荷受人、運送人、 拠証券であるとする 品の 貿易運送ではほとんど船荷証券が使われず、 海 新法は、 引渡をなすよう選択できるとする (三○八条)。次いで、 九 上運送状を定義して、 九四年新スカンジナビア海法典は、 近年その 運送条件、 利 (三〇九条)。 用 が普及してきた海上運送状 (sea way-bill) について二ヵ条文をおく。 海上 受取人によって支払われる運送賃その |運送契約または運送人が物品を受取ったことを証 海上 そうした新種の運送証券について、 代って非譲渡性の海上運送状や貨物受取 運送状 荷送人は、 は原則 海上運送状には、 的に運送契約 海上運送状 他 0 費 および 用 の交付後も記名荷 を記載 世 運送のため受 証 明 界に先駆け 券記載 証 運送 が発 か つ

判管轄および 4 裁判 仲裁に関する規定をおく 轄 仲 裁 スカンジナビィア新海法典は、 (三一〇条、 三一一条)。 ンブ ルグ・ ル 1 ルの規定 =条・二二条) を採 用 裁

た場所、 できる広範な裁判管轄権を容認する。 運送契約締結地、 まず新法は いず 原告 n か 約定され の場所に (荷主など)に対し、 た船積港または約定または実際に物品 おい て裁判手続を開始することができる すなわち、 個品運送契約に関するい 原告は、 自らの が荷揚げされた港、 選択により、 かなる法的紛争につい (三一〇条一文)。 被告の、 および 主 て任意に たる営業所 海上運送契約に指定され 適 切 (本店) な裁判 地を指定 所 在 地

合意管轄 (prorogation)、 本 規定は、 クな責任 事 ステムの 実上 当事者間の裁判管轄条項の間道を容認するものであり、 すなわち当事者が運送契約上特定の 適用が 保証される。予め契約によって原告の選択 地 の裁判所での 的 裁判管轄権 裁判を約束している場合でも適用がある 結果として新スカ を制限することはできない 海 法 0 1

きるとも定める (三一一条)。

ことになっている。

海事法委員会は

関

係の国際条約

を検討し、

港および約定または現実の荷揚港のいずれもが北欧四ヵ国の中に所在しない外国の場合だけに限られるのである(三 できるということである。 クで訴訟を提起できるが、荷主はこれに加えてさらに、 (三一〇条一、二文)。例えば、 ルイ)が船積港か荷揚港とされる運送契約であれば、その北欧諸国の国内でアメリカの船主を相手に訴訟手続を開 換言すれば、 運送契約中にニューヨークの専属合意管轄条項があった場合、 裁判管轄条項または合意管轄条項が完全な効力を発揮するのは、 合意管轄条項を無視して、 北欧諸国 荷主は、 内のある港 常にニ 例 約定 ユ 1 の船 1 3 | 1 積 始

○条四節

条項を原則的に有効と認め、 営業所、 つを任意に選択 また新法は、 運送契約締結地、 裁判に代る紛争解決手段として利用される仲裁についても、 して仲裁手続を開始できるとし、 約定の船積港、 仲裁合意の存在を前提に、 約定のまたは実際の荷揚港など、 さらに仲裁人に対し、 申立人 (荷主など) は仲裁合意の要素として被申立人の主たる スカンジナビア海法の本章の適用を指示で 裁判管轄につき述べたと同 同様のルールを定める。 すなわち、 一の地のうち 仲裁

<u>17</u> 16 デンマーク海法典、一六六七年スエーデン海法典、一六八七年ノルウェイ海法典)、一八九一年七月二〇日、デンマーク、スエーデ 統一法典の多くを採用して国内法典を成立させ、現在の四ヵ国体制になった。二〇世紀以降は、船荷証券条約、 ン、ノルウェイの三ヵ国による共同作品たる海法典が制定され、北欧三ヵ国の法の実質統一 近年は、 スカンジナビア海法典は、 スト条約、 北欧諸国において海事法の改正が要望される場合、 油濁条約、アテネ条約、 フランスのルイの海事勅令(一六八一年)に先立つ一六○○年代に起源するとされるが(一 海難救助条約といった種々の国際条約を積極的に採入れて度々法改正を行なってい (何も国際条約が関わる事柄に限定されるわけではない) まず常設の 「海事法委員会」にその検討準備作業を一任するという 一が実現し、 後年、 フィンランドがこの 船主責任制限条約 五六一年

受けた後、国王の裁可を受け、正式に成立する。 正または新立法の必要性について、北欧各国の対応する法律委員会とも協議しながらレポートを纏め上げる。 法律委員会のレポートに対する各種利害関係団体および学界などの意見が聴取された後、 司法大臣は、法律案(odelstings proposisjon)を作成し、これをまず議会の法律委員会に諮り、 法律委員会から司法大臣に答申 次いで両議会で承認を 次いで公聴会が開催

* $\widehat{18}$ 戸田修三・中村真澄編・註解国際海上物品運送法 Eilertsen, The New Nordic Maritime Codes, (1996) IJOSL 175, Bob Jordan, The Scandinavian Compromise, Lloyd's List, 海法典―海上物品運送法におけるハンブルグ・ルールの侵透」戸田修三先生古稀記念論文集(一九九六年文真堂)所収がある。 Nordic Maritime Code, (1995) LMCLQ 527, Jan Ramberg, New Scandinavia Maritime Codes, 1994 Dir. Mar. 1222, Trond June 10 1994,8. また、新法については、The Swedish Maritime Code / Sjölagen 1994- In Swedish and English parallell text (1995). 改正前の北欧法については、Thor Falkanger et., Introduction to Norwegian Maritime Law (1987)を参照した。なお、 九九四年スカンジナビィア統一海法典についてより詳細に紹介する論稿として、 一九九四年スカンジナビア新海法典については資料が乏しい。さしあたり、以下の二次的資料を参考にした。Hugo Tiberg, The 「国際海上物品運送条約の統一化に関する最近の動向―フランス海法会のハンブルグ・ルール改正案の紹介を兼ねて― 本稿に関連する研究として左記のものが公刊された。本稿では引用ができなかったので参照をお勧めする。 (青林書院一九九七年三月)。 重田晴生「一九九四年新スカンジナビィア統 一九九六・一二・二〇稿

会誌復刊四〇号(一九九六年十一月)七九頁。

小塚荘一郎「フィンランド海上物品運送法の翻訳」 海法会誌復刊四〇号(一九九六年十一月)三五頁